

四半期報告書

(第5期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第5期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

頁

四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	9
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
第3 【設備の状況】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【株価の推移】	56
3 【役員の状況】	57
第5 【経理の状況】	58
1 【中間連結財務諸表】	59
2 【その他】	181
3 【中間財務諸表】	187
4 【その他】	212
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	217

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月30日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	3,250,225	2,925,113	2,618,434	6,393,951	5,677,460
連結経常利益	百万円	497,539	188,117	233,047	1,029,013	82,807
連結中間純利益	百万円	256,721	92,023	140,948	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	636,624	△256,952
連結純資産額	百万円	10,574,436	9,042,604	9,945,632	9,599,708	8,570,641
連結総資産額	百万円	189,894,404	194,024,280	202,802,103	192,993,179	198,733,906
1株当たり純資産額	円	812.53	663.09	621.44	727.98	528.66
1株当たり中間純利益金額	円	24.76	8.46	11.08	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	61.00	△25.04
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	24.61	8.41	11.08	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	60.62	—
自己資本比率	%	4.66	3.76	3.88	4.08	3.42
連結自己資本比率 (第一基準)	%	12.54	10.55	13.29	11.19	11.77
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,529,698	△2,035,865	8,967,542	△2,281,132	8,125,809
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,923,094	2,370,522	△8,746,150	3,904,426	△9,313,619
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△141,779	84,170	189,066	△328,022	1,192,387
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	3,238,898	4,554,556	4,496,860	4,222,222	4,032,013
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	81,253 (37,816)	80,383 (40,000)	87,036 (34,300)	78,302 (38,700)	84,780 (39,900)

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載していません。
4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。
6 平成19年度末から、平均臨時従業員数は百人未満を四捨五入して記載しております。
また、平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益	百万円	197,203	247,861	143,203	521,426	301,328
経常利益	百万円	182,975	231,407	116,839	491,792	244,311
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	105,452	291,103	△14,207	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	416,883	299,988
資本金	百万円	1,383,052	1,383,052	1,620,896	1,383,052	1,620,896
発行済株式総数	株	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種 優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 10,933,679,680 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種 優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000
純資産額	百万円	6,669,958	6,994,971	7,650,642	6,757,021	7,717,307
総資産額	百万円	7,677,262	8,050,502	10,107,154	7,820,998	9,829,278
1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額)	円	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第八種 優先株式 7.95 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 6.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 7.00 (14.00) 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第八種 優先株式 7.95 (15.90) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30) 第十二種 優先株式 5.75 (11.50)	普通株式 7.00 (12.00) 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第1回第五種 優先株式 — (43.00) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30) 第十二種 優先株式 5.75 (5.75)
自己資本比率	%	86.87	86.84	75.64	86.36	78.46
従業員数	人	945	1,032	1,015	996	1,045

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社250社（うち連結子会社249社、持分法適用の非連結子会社1社）及び関連会社59社（うち持分法適用関連会社57社、持分法非適用関連会社2社）で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はございません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	87,036 [34,300]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託7,408人及び臨時従業員33,800人を含んでおりません。
2 [] 内に当第2四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、各連結子会社が算定した人数をもとに百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,015
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社並びに三菱UFJ証券株式会社からの出向者であります。
2 従業員数には臨時従業員19人を含んでおりません。
3 従業員数は、執行役員46人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書および当事業年度第1四半期報告書に記載した「事業等のリスク」について、新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、四半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の各見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

3. 当社の出資、資本提携等に関するリスク

- 三菱UFJ信託銀行株式会社はAberdeen Asset Management PLCの株式を追加で取得することにより、平成21年11月までに同社の発行済み株式の18.75%を保有することになりました。さらに、同月に当社に対して非常勤取締役を派遣することにより、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。
- 当社は、平成21年3月、Morgan Stanleyとの間で、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」といいます。)とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」といいます。)の統合につき覚書を締結しました。その後、当社とMorgan Stanleyは、最終契約書の締結に向けての協議・準備作業の進展を踏まえ、平成21年11月、三菱UFJ証券の事業と、モルガン・スタンレー証券の事業のうちインベストメントバンキング部門を統合し、当社とMorgan Stanleyの出資比率60%：40%の共同出資会社とする一方で、モルガン・スタンレー証券のセールスアンドトレーディング部門を中心とした、インベストメントバンキング部門以外の事業は、当社とMorgan Stanleyの出資比率49%：51%(ただし、経済的出資持分については60%：40%)の共同出資会社とする予定であることを発表しました。上記共同出資会社2社の発足は、当局の認可を前提に、平成22年5月中を目指し準備を進めております。
- 上記に関連して、三菱UFJ証券は、平成21年11月、Morgan Stanleyとの戦略的提携準備の一環として、必要な許認可等を取得することを前提に、平成22年4月を目処に中間持株会社制へ移行することとし、そのための準備会社を設立することを決定しました。中間持株会社制移行の方法としては、三菱UFJ証券で行っている事業を会社分割(吸収分割)により当該準備会社に承継させ、その後、当該準備会社とモルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門等が統合する予定です。三菱UFJ証券は中間持株会社となり、その際の商号は三菱UFJ証券ホールディングス株式会社となることを予定しております。

当社グループが一または複数の出資、資本提携および業務提携等を実現または継続することができなくなった場合や、これらから期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない場合には、当社グループの事業戦略が悪影響を受ける可能性があり、また、財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能

性があります。

5. トレーディング・投資活動に伴うリスク

平成20年10月より内部管理における市場リスク量の計測において、社債や証券化商品特有の価格変動リスクをより精緻にとらえる新方式を導入しております。

新方式を用いた場合の平成20年度におけるデリバティブ取引を含むトレーディング業務、およびバンキング業務のVaRによる市場リスク量を示すと以下の通りです。

○トレーディング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	21年3月末
MUFG	163.6	277.3	86.8	172.9
金利	142.5	267.6	73.2	159.8
うち円	88.2	156.0	36.9	91.6
うちドル	54.9	97.0	11.2	69.7
外国為替	48.4	118.9	9.7	37.8
株式	17.8	44.9	7.4	22.6
コモディティ	3.2	7.4	0.6	2.1
分散効果(△)	48.3	—	—	49.4

ヒストリカルシミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリー毎の実現日とMUFG全体の実現日は異なります。

○バンキング業務のVaR(平成20年4月～平成21年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	21年3月末
MUFG	3,675	5,141	2,571	5,033
金利	3,311	4,858	2,236	4,723
うち円	1,610	2,208	1,261	1,533
うちドル	1,795	3,300	916	3,247
うちユーロ	281	420	185	395
株式	688	922	425	583

ヒストリカルシミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリー毎の実現日とMUFG全体の実現日は異なります。

株式のVaRには、政策投資株式は含まれておりません。

12. UNBCに関するリスク

UNBCは、平成21年9月までの9ヶ月間に純損失を計上しており、UNBCの事業または経営の悪化により、当社グループの財政状態および経営成績はさらに影響を受ける可能性があります。

15. 日本および世界における経営環境等に関するリスク

日本では、平成21年8月30日の総選挙において民主党が衆議院の議席の過半数を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。新内閣は、既存の財政・経済政策や規制の変更、新たな政策や規制の導入等を進めていますが、新内閣が今後実行する可能性のある政策や規制の多くは、その詳細が明らかではなく、かかる政策や規制が日本経済や規制・競争環境、雇用環境等にどのような影響を与えるかを予見することは困難です。また、かかる政策や規制の実行や既存の政策や規制の変更により、当社グループはその事業戦略、業務や財務活動の修正を余儀なくされ、またはこれらが制約され、結果として、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

19. 金融持株会社としての米国当局の規制・監督上のリスク

米国では、金融機関の監督強化、金融市場の規制強化および投資者保護の強化等を目的とした金融規制改革が検討されています。かかる改革が実施された場合、当社グループのコンプライアンス態勢に重大な影響を与え、かかる改革後の規制を継続的に遵守するために多大な経営資源を投入することが必要となる可能性があります。

20. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

平成19年6月に、三菱東京UFJ銀行が投資信託販売業務等および海外業務に関連して金融庁から受領した業務改善命令は、前者は平成21年9月に、後者は平成21年10月に解除されており、平成19年2月に、三菱東京UFJ銀行がコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関連して金融庁から受領した業務改善命令は、平成21年11月に解除されております。

22. 自己資本比率に関するリスク

バーゼル銀行監督委員会は、昨今の世界金融危機を背景に、バーゼルⅡに基づく現在の自己資本比率規制の強化策を検討しています。新たな規制が採用された場合には、バーゼルⅡに基づく日本の自己資本比率規制はより厳しいものに改正される可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 子会社からの借入

当社は、当初、平成20年10月14日に実施したモルガン・スタンレーに対する出資に係わる借入を、平成21年9月30日開催の取締役会の決議に基づき、以下の概要のとおり、平成21年10月20日に継続いたしました。

モルガン・スタンレー株式取得資金

借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 90億
残高	US\$ 90億
期日	平成22年10月20日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、証書貸付形式によるものです。

なお、当第2四半期連結会計期間後に生じた経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

(2) モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合

詳細は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」をご参照下さい。

尚、本件の内容は、第4期 有価証券報告書の「第2 事業の状況」中、「5 経営上の重要な契約等」の「(8) モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合」の内容を一部変更するものです。

(3) 三菱UFJ証券株式会社による分割準備会社の設立と中間持株会社制への移行

当社および三菱UFJ証券株式会社（以下、「三菱UFJ証券」という。）は、それぞれ平成21年11月18日開催の取締役会において、必要な許認可等を取得することを前提に、会社分割の方式により、平成22年4月を目処に、三菱UFJ証券が中間持株会社制へ移行することを決定し、その準備のため、「三菱UFJ証券分割準備株式会社」（以下、「分割準備会社」という。）を設立することを決議いたしました。

①中間持株会社制への移行の目的

モルガン・スタンレーとの戦略的提携準備の一環として、三菱UFJ証券傘下の証券事業全般に係る経営管理機能と業務執行機能を分離・集中することにより、迅速な意思決定を実現するためであります。

②移行の方法

三菱UFJ証券の100%出資により分割準備会社を設立し、分割準備会社が金融商品取引業の登録その他必要な許認可等を受けた後に、現在三菱UFJ証券で行っている事業を会社分割（吸収分割）（以下、「本会社分割」という。）により分割準備会社（商号は「三菱UFJ証券株式会社」に変更となる予定）に承継させ、その後、分割準備会社とモルガン・スタンレー証券株式会社のインベストメントバンキング部門等が統合する予定です。

三菱UFJ証券は中間持株会社となり、その際の商号は「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」（以下、「三菱UFJ証券ホールディングス」という。）となることを予定しております。三菱UFJ証券ホールディングスは、現在の三菱UFJ証券の国内外の子会社および関係会社を傘下に収め

る予定です。

③設立する分割準備会社の概要(予定)

(i) 商号

三菱UFJ証券分割準備株式会社

(ii) 所在地

千代田区丸の内二丁目5番2号

(iii) 代表者

秋草 史幸(三菱UFJ証券取締役社長)

(iv) 設立日

平成21年12月上旬

(v) 資本金

1億円

(vi) 事業内容

三菱UFJ証券から本会社分割により事業を承継するのに必要な準備業務を経て、承継した事業を営む予定

(vii) 決算期

3月

(viii) 株主構成

三菱UFJ証券(出資比率100%)

④今後の予定

分割準備会社の設立後、三菱UFJ証券と分割準備会社との間で三菱UFJ証券が現在行っている事業を本会社分割により分割準備会社に承継させる旨の分割契約を締結した上で、双方の臨時株主総会において当該分割契約を承認する予定です。

本会社分割の効力発生日は、許認可等の必要な手続の完了を条件として、平成22年4月1日を予定しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

①金融経済環境

当第2四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、グローバル金融危機に対する財政・金融政策の総動員を受けて、欧米経済ではプラス成長に転じるなど持ち直しの動きが強まりましたほか、アジア経済でも輸出の増加や景気対策効果に牽引されて回復軌道を辿りました。この間、わが国経済は、海外経済の持ち直しや過去最大規模の景気対策、在庫調整の進展、等に伴い輸出や生産が回復に向かい、個人消費も景気対策効果により押し上げられたものの、経済活動が極めて低い水準にとどまり、厳しい企業業績が続くなか、設備投資の落ち込みや雇用・所得環境の悪化を余儀なくされました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、不良債権が急増する米国では実質ゼロ%が維持されたほか、ユーロ圏でも1.0%の低水準で据え置かれました。わが国では、日銀による実質ゼロ金利政策やCP・社債買い入れ、企業金融支援特別オペ等の金融緩和策継続を受けて、短期市場金利は緩やかに低下しました。一方、長期市場金利は株価上昇等を背景に8月上旬にかけて上昇しましたが、その後は低下基調となりました。円の対ドル相場は、内外金利差の縮小等を映じて円高が進みました。

②経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を達成することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならではの”高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

③当第2四半期連結会計期間の業績

当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の連結業務粗利益は、前第2四半期連結会計期間比で増加、当中間連結会計期間では、前中間連結会計期間比1,166億円増益の1兆8,132億円となりました。これは金利低下に伴い預金収益などが減少したものの、国内外における法人貸出収益や市場関連収益が増加したほか、アコム株式会社の新規連結があったことを主因とするものです。

営業費は、当第2四半期連結会計期間においても、統合効果の発現に加え、グループ挙げての経費削減に取り組み、当中間連結会計期間では前中間連結会計期間比112億円減少しました。これらの結果、当中間連結会計期間の連結業務純益は、前中間連結会計期間比1,279億円増加の7,517億円となりました。

また、与信関係費用は2行合算(三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行の単純合算)では改善したものの、海外を中心とするその他子会社での増加やアコム株式会社の新規連結などにより、当第2四半期連結会計期間において△2,544億円を計上した結果、当中間連結会計期間では前中間連結会計期間比1,093億円悪化の△4,442億円となりました。

その他、株式等関係損益が株式等償却の減少などにより前第2四半期連結会計期間比、前中間連結会計期間比何れも改善する一方、その他の臨時損益は退職給付費用の増加を主因にいずれも悪化しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は650億円、当中間連結会計期間の中間純利益は前中間連結会計期間比489億円増加の1,409億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比4兆681億円増加し202兆8,021億円、純資産が前連結会計年度末比1兆3,749億円増加し9兆9,456億円となりました。純資産の増加は、株式相場の上昇によるその他有価証券評価差額金の増加等により評価・換算差額等合計が1兆115億円増加したことによるものです。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、有価証券は前連結会計年度末比9兆702億円増加して57兆3,843億円、貸出金は、前連結会計年度末比4兆247億円減少して88兆320億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1兆8,941億円増加し122兆437億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13%上昇し、1.38%となりましたが、引き続き低水準を維持しております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比1.52ポイント改善し、13.29%(速報値)となりました。

当第2四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前中間連結 会計期間 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前中間連結 会計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	16,965	18,132	1,166
資金利益	9,705	11,152	1,446
信託報酬	670	524	△146
役務取引等利益	5,050	4,931	△118
特定取引利益	1,251	1,674	423
その他業務利益	286	△150	△437
営業費	10,727	10,614	△112
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	6,238	7,517	1,279
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	110	△547	△657
臨時損益(△は費用)	△4,466	△4,639	△172
与信関係費用	△3,459	△3,894	△435
うち貸出金償却	△1,630	△1,457	173
うち個別貸倒引当金繰入額	△1,816	△2,303	△486
株式等関係損益	△752	133	886
うち株式等売却益	718	774	56
うち株式等売却損	△18	△326	△307
うち株式等償却	△1,452	△314	1,138
持分法による投資損益	14	17	2
その他の臨時損益	△269	△894	△625
経常利益	1,881	2,330	449
特別損益	6	△186	△193
税金等調整前中間純利益	1,887	2,143	256
中間純利益	920	1,409	489
与信関係費用総額(△は費用) *	△3,349	△4,442	△1,093

(単位：億円)	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	前第2四半期 連結会計期間
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	8,734	9,397	8,012	8,952
資金利益	5,552	5,599	4,700	5,005
信託報酬	243	280	323	347
役務取引等利益	2,333	2,598	2,392	2,657
特定取引利益	843	831	441	809
その他業務利益	△238	88	153	133
営業費	5,415	5,198	5,365	5,361
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	3,318	4,198	2,647	3,591
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△266	△281	△16	126
臨時損益(△は費用)	△1,689	△2,949	△1,661	△2,805
与信関係費用	△1,632	△2,262	△1,414	△2,044
うち貸出金償却	△529	△927	△487	△1,142
うち個別貸倒引当金繰入額	△1,084	△1,218	△923	△892
株式等関係損益	302	△168	△101	△651
うち株式等売却益	384	389	194	523
うち株式等売却損	△26	△300	△8	△9
うち株式等償却	△55	△258	△287	△1,165
持分法による投資損益	4	12	67	△52
その他の臨時損益	△364	△530	△212	△56
経常利益	1,363	967	968	912
特別損益	29	△216	95	△89
税金等調整前四半期純利益	1,392	751	1,063	823
四半期純利益	759	650	511	408
与信関係費用総額(△は費用) *	△1,898	△2,544	△1,417	△1,931

* 与信関係費用総額＝信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)＋一般貸倒引当金繰入額＋与信関係費用(臨時損益内)＋偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体ベースの単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、国内や海外支店貸出の減少を主因に前連結会計年度末比4兆493億円減少して88兆2,072億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	922,566	882,072	△40,493
うち国内貸出 (除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	684,720	662,435	△22,285
うち住宅ローン	173,642	173,015	△626
うち海外支店	142,543	121,502	△21,040
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	10,129	9,436	△693
うち海外子会社 (ユニオンバンク・コーポレーション)	44,825	46,582	1,757

<参考>金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13%上昇し、1.38%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,410	2,213	△196
危険債権	6,560	7,374	813
要管理債権	2,928	2,871	△57
開示債権合計(A)	11,899	12,459	559
総与信合計(B)	952,095	902,071	△50,023
開示債権比率(A)／(B)	1.24%	1.38%	0.13%

(ii) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内個人預金、国内法人預金その他は減少しましたが、海外支店の預金が増加し、前連結会計年度末比3,527億円増加して113兆5,283億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
預金	1,131,755	1,135,283	3,527
うち国内個人預金	628,816	628,444	△371
うち国内法人預金その他	412,117	400,119	△11,997
うち海外支店	86,459	101,880	15,421

*譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

株式相場の上昇により株式の含み益等が改善したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比1兆3,326億円増加して4,148億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
有価証券含み損益	△9,177	4,148	13,326
国内株式	△1,798	4,768	6,566
国内債券	△385	1,242	1,627
その他	△6,994	△1,862	5,132

[セグメント別の状況]

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績では、銀行業の経常利益は、前年同期比13億円減少して643億円、信託銀行業の経常利益は、前年同期比184億円減少して138億円、証券業の経常利益は、前年同期比146億円増加して164億円、クレジットカード・貸金業の経常損益は、前年同期比53億円減少して45億円の損失、その他の経常損益は、前年同期比84億円増加して21億円の利益となりました。なお、前第2四半期連結会計期間にその他に含まれていた貸金業は、クレジットカード業を含めたクレジットカード・貸金業として表示しております。

当第2四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績では、日本の経常利益は、前年同期比352億円増加して403億円、北米の経常損益は、前年同期比342億円減少して85億円の損失、中南米の経常利益は、前年同期比48億円増加して190億円、欧州・中近東の経常利益は、前年同期比2億円減少して176億円、アジア・オセアニアの経常利益は、前年同期比3億円増加して263億円となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が7,700億円で前年同期比275億円の増益、海外が2,363億円で前年同期比59百万円の減益となった結果、国内及び海外の合計では9,397億円で前年同期比445億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	395,605	146,194	41,295	500,504
	当第2四半期連結会計期間	414,543	173,035	27,664	559,914
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	615,534	402,014	93,929	923,619
	当第2四半期連結会計期間	556,986	245,251	71,800	730,436
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	219,929	255,819	52,633	423,114
	当第2四半期連結会計期間	142,442	72,215	44,135	170,522
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	30,872	5,283	1,433	34,721
	当第2四半期連結会計期間	26,373	3,201	1,516	28,058
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	259,779	44,441	38,488	265,731
	当第2四半期連結会計期間	250,172	43,981	34,326	259,827
うち役員取引等収益	前第2四半期連結会計期間	318,913	52,598	61,780	309,731
	当第2四半期連結会計期間	307,273	51,699	60,694	298,278
うち役員取引等費用	前第2四半期連結会計期間	59,134	8,157	23,291	43,999
	当第2四半期連結会計期間	57,100	7,718	26,367	38,451
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	63,262	19,627	1,926	80,963
	当第2四半期連結会計期間	73,817	16,019	6,705	83,131
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	61,651	20,290	2,668	79,273
	当第2四半期連結会計期間	73,817	17,076	7,762	83,131
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△1,611	662	741	△1,689
	当第2四半期連結会計期間	—	1,056	1,056	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△6,969	20,910	612	13,328
	当第2四半期連結会計期間	5,145	158	△3,524	8,827
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	61,027	8,098	302	68,823
	当第2四半期連結会計期間	71,200	39,720	23,049	87,871
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	67,996	△12,812	△310	55,495
	当第2四半期連結会計期間	66,055	39,562	26,573	79,043

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が3,072億円で前年同期比116億円の減少、役務取引等費用が571億円で前年同期比20億円減少した結果、役務取引等収支は前年同期比96億円減少して2,501億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が516億円で前年同期比8億円の減少、役務取引等費用が77億円で前年同期比4億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比4億円減少して439億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では前年同期比59億円減少して2,598億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	318,913	52,598	61,780	309,731
	当第2四半期連結会計期間	307,273	51,699	60,694	298,278
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	40,886	5,041	1,024	44,903
	当第2四半期連結会計期間	39,686	2,687	663	41,710
うちその他 商業銀行業務	前第2四半期連結会計期間	59,425	31,360	7,146	83,639
	当第2四半期連結会計期間	64,082	31,154	8,042	87,193
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	28,515	—	4,445	24,069
	当第2四半期連結会計期間	19,261	—	1,969	17,291
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	26,450	2,336	7,407	21,379
	当第2四半期連結会計期間	27,792	2,687	8,360	22,119
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	63,871	4,700	5,596	62,975
	当第2四半期連結会計期間	37,969	9,730	6,045	41,654
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	59,134	8,157	23,291	43,999
	当第2四半期連結会計期間	57,100	7,718	26,367	38,451
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	9,556	221	50	9,726
	当第2四半期連結会計期間	8,282	305	38	8,549

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

4 前第2四半期連結会計期間の「うち証券関連業務手数料」は、一部の国内連結子会社の投信業務手数料、証券代行業務手数料を含んでおります。当第2四半期連結会計期間の「うち証券関連業務手数料」を従来同様の方法で算出すると、国内58,223百万円、海外9,862百万円、相殺消去額6,781百万円、合計61,304百万円となります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が738億円で前年同期比121億円の増加、特定取引費用が前年同期比16億円増加した結果、特定取引収支は前年同期比105億円増加して738億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が170億円で前年同期比32億円の減少、特定取引費用が10億円で前年同期比3億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比36億円減少して160億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では前年同期比21億円増加して831億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	61,651	20,290	2,668	79,273
	当第2四半期連結会計期間	73,817	17,076	7,762	83,131
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	20,050	12,819	△95	32,966
	当第2四半期連結会計期間	33,094	29,791	724	62,161
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	101	△4	96	—
	当第2四半期連結会計期間	△923	△99	9	△1,032
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	35,204	7,475	2,654	40,024
	当第2四半期連結会計期間	38,740	△12,615	7,006	19,118
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	6,294	—	12	6,282
	当第2四半期連結会計期間	2,906	△0	21	2,884
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△1,611	662	741	△1,689
	当第2四半期連結会計期間	—	1,056	1,056	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	△67	—	△67	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	△2,629	1,036	96	△1,689
	当第2四半期連結会計期間	—	9	9	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	1,085	△373	711	—
	当第2四半期連結会計期間	—	1,047	1,047	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	△0	△0	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	104,004,863	16,951,559	1,158,026	119,798,396
	平成21年9月30日	105,274,664	17,851,471	1,082,412	122,043,723
うち流動性預金	平成20年9月30日	56,059,587	6,156,365	275,033	61,940,920
	平成21年9月30日	57,461,257	7,589,393	412,066	64,638,584
うち定期性預金	平成20年9月30日	42,089,627	10,561,279	834,254	51,816,651
	平成21年9月30日	42,252,965	10,115,918	645,253	51,723,630
うちその他	平成20年9月30日	5,855,648	233,914	48,738	6,040,825
	平成21年9月30日	5,560,442	146,159	25,092	5,681,509
譲渡性預金	平成20年9月30日	5,641,607	2,920,665	734,960	7,827,311
	平成21年9月30日	5,890,799	4,328,381	633,510	9,585,670
総合計	平成20年9月30日	109,646,470	19,872,224	1,892,987	127,625,708
	平成21年9月30日	111,165,463	22,179,852	1,715,922	131,629,393

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	68,719,268	100.00
製造業	8,359,352	12.17
建設業	1,430,612	2.08
卸売・小売業	7,224,974	10.51
金融・保険業	6,063,026	8.82
不動産業	10,493,984	15.27
各種サービス業	5,542,597	8.07
その他	29,604,721	43.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,725,849	100.00
政府等	294,671	1.35
金融機関	2,956,249	13.61
その他	18,474,928	85.04
合計	90,445,118	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	69,379,175	100.00
製造業	10,409,735	15.00
建設業	1,351,941	1.95
卸売業、小売業	6,960,306	10.03
金融業、保険業	5,693,757	8.21
不動産業、物品賃貸業	12,003,428	17.30
各種サービス業	3,487,930	5.03
その他	29,472,073	42.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,652,867	100.00
政府等	303,023	1.63
金融機関	2,610,242	13.99
その他	15,739,600	84.38
合計	88,032,042	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,383,052	1,620,896
	うち非累積的永久優先株(注1)	125,000	320,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,777,860	1,897,919
	利益剰余金	4,591,845	4,238,262
	自己株式(△)	439,375	5,927
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	77,493	81,859
	その他有価証券の評価差損(△)	41,645	—
	為替換算調整勘定	△96,306	△190,502
	新株予約権	3,674	5,429
	連結子法人等の少数株主持分	1,725,504	2,071,338
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,370,351	1,601,059
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	348,300	539,540
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	28,918	92,223
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	28,212	22,371
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	41,201	7,030
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	8,380,484	8,894,389
	繰延税金資産の控除金額(△)(注2)	—	—
計 (A)	8,380,484	8,894,389	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	1,085,351	1,088,659	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	185,121
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	153,404	151,329
	一般貸倒引当金	173,031	295,636
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,439,663	3,751,500
	うち永久劣後債務(注4)	466,776	350,823
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	2,972,886	3,400,676
	計	3,766,099	4,383,587
	うち自己資本への算入額 (B)	3,766,099	4,383,587
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注6) (D)	556,325	329,043
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	11,590,257	12,948,933
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	84,016,444	75,355,424
	オフ・バランス取引等項目	17,520,032	14,546,889
	信用リスク・アセットの額 (F)	101,536,477	89,902,313
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	2,320,222	1,777,636
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	185,617	142,210
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	5,932,460	5,688,320
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	474,596	455,065
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	109,789,160	97,368,270	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		10.55%	13.29%
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		7.63%	9.13%

- (注) 1 第1回第五種優先株式156,000,000株を1株あたり2,500円で、平成20年11月17日に発行し、1株あたり1,250円を資本金に組み入れております。その結果、平成21年9月30日の資本金および資本準備金に含まれる非累積的永久優先株の金額は6,400億円であり、「資本金うち非累積的永久優先株」の欄には、非累積的永久優先株の半額を記載しております。
- 2 平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は1,133,754百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,676,096百万円であります。
また、平成21年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は819,828百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,778,877百万円であります。
- 3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社11社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤ 発行総額	50億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成14年9月26日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1)当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2)また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1)直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2)当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3)同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1)当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2)「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3)「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) UFJ Capital Finance 4 Limitedの発行する優先出資証券のうちシリーズCにつきましては、平成22年1月25日付で全額償還する予定となっております。

[2]	
① 発行体	MTFG Capital Finance Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成17年8月24日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[3]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度の末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦ 配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合のみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少などにより、前第2四半期連結会計期間比5兆4,551億円収入が増加して、5兆1,124億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより、前第2四半期連結会計期間比6兆4,876億円支出が増加して、4兆9,721億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済による支出が増加したことなどにより、前第2四半期連結会計期間比2,466億円支出が増加して800億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は前第2四半期連結会計期間末比576億円減少して4兆4,968億円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、平成20年度には傘下銀行が新システムへの移行を予定どおり実施するとともに、モルガン・スタンレーとの戦略的資本・業務提携等をはじめとした成長戦略を展開してまいりました。また、いわゆるリーマンショック以降、株価が世界的に急落いたしました。金融システムの混乱や金融機関の健全性に対する不安が高まるなかで、必要な自己資本の充実に迅速に取り組んでまいりました。

こうしたなか、今般、足もとの厳しい外部環境も踏まえて、対処すべき課題とその対応策を中期経営計画(平成21~23年度)として取りまとめました。かつてなく厳しい環境下でも、金融機関としての社会的責任を一層自覚して円滑な資金供給等に努めるとともに、健全な自己資本を維持し、景気回復時には、効率性と健全性を維持しつつ、一段の利益成長と株主還元を積極化を図ります。本中期経営計画では、以下の点を重点課題とし、金融機関としての信頼性向上に一段と努め、グループ総合力を活かした商品・サービスをグローバルにご提供して、お客さま・社会のご期待にお応えしてまいります。

(経営基盤の強化)

新システムへの移行完了に伴う商品・サービスの拡充、コスト面でのシナジー効果等の統合効果を確実に実現することに加え、徹底的な経営効率化を進めます。本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するなど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

また、日本銀行、銀行等保有株式取得機構等の活用も視野に置いて、保有株式の削減に努めるとともに、リスクリターン重視の運営により、健全性のより高い財務基盤の実現を目指します。

資本面では、国際的な自己資本規制改革の動向も注視しつつ、自己資本の適切な管理・運営に取り組んでまいります。

(グループ総合力の発揮)

当社グループでは、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置付け、これらの分野を中心に成長戦略を推進しております。

普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)等をグループ傘下に擁しており、持株会社に設置した連結事業本部が業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、お客さまのニーズに、スピーディーかつきめ細かく対応し、お客さまにご満足いただける『質』を重視したサービスをグローバルにご提供してまいります。

また、モルガン・スタンレーとのグローバルベースでのアライアンス(提携)戦略の具体化を図り、CIB戦略を推進するほか、成長期待の高いアジア関連ビジネスの強化、グローバルな運用機関としてのプレゼンス向上にも努めます。

(CSR経営の推進・ブランドの強化)

当社グループは、MUFGならではのサービスの提供によりCS(お客さま満足度)の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの従業員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

昨年6月には、「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、地球温暖化・資源枯渇・環境汚染といった地球環境問題への危機意識をMUFGグループが共有し、環境への取組みを本業である金融分野を含めて具体化していくことといたしました。本業面では、お客さまの環境への対応をサポートする商品・サービスをご提供することにより、環境配慮型社会の創出に力を尽くします。

一方、引き続きコンプライアンス面のリスクと課題を認識して、グループワイドな内部管理態勢の一層の強化に取り組んでまいります。今後とも、「サービスNo. 1、信頼度No. 1、国際性No. 1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUFGブランドの維持・強化に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備にかかる重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に完了したものは次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	㈱三菱東京UFJ銀行	新設	マネー・ローンダリング 防止システム	平成21年9月

第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(クレジットカード・貸金業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	三菱UFJニコス㈱	—	東京都豊島区 ほか	新設・ 改修	総量規制関連 システム	投資予定金額の変更 (変更前) 16,219百万円 (変更後) 17,984百万円 完了予定時期の変更 (変更前) 平成21年12月 (変更後) 平成22年6月

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

- (注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。
2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,648,360,720	11,648,414,920	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)2 (注)3
第一回第三種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)2 (注)4
第1回第五種優先株式	156,000,000	同左	—	(注)2 (注)5
第十一種優先株式	1,000	同左	—	(注)2 (注)6
計	11,904,361,720	11,904,415,920 (注1)	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成21年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。

3 議決権を有しております。

4 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成22年2月18日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、

会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

- (6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

- ① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

- ② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

- ③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年1月14日付で取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 888円40銭

調整後下限取得価額 888円40銭

- (8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

平成19年11月21日 取締役会決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	16,518
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,651,800
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり1,033円 ② 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成20年 6 月27日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成21年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	27, 883
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2, 788, 300
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月15日～平成50年 7 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり924円 ② 資本組入額 1 株当たり462円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の監査役地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年 6 月 26 日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成21年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	56,558
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,655,800
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株 予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年 7 月 14 日～平成51年 7 月 13 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり 488 円 ② 資本組入額 1 株当たり 244 円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ 信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の 取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受け た新株予約権については、当該会社の取締役および 執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以 降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会 社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会 社または三菱UFJ証券株式会社の監査役の地位に 基づき割当てを受けた新株予約権については、当該 会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株 予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限 る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分 割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは 株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限 る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とい う。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生 日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新 設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収 分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割 につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換に つき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転 につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以 下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、 「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者 に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項 第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編 成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付す ることとする。この場合においては、残存新株予約権 は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行 するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成 対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契 約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株 式交換契約または株式移転計画において定めることを 条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同 一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の 数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定め る内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	11,904,361,720	—	1,620,896	—	1,620,914

(注) 当四半期会計期間後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が54,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ23百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	690,342,400	5.79
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	443,937,300	3.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	345,603,153	2.90
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	268,376,272	2.25
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	219,185,671	1.84
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.47
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.25
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	139,592,182	1.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	134,396,214	1.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	132,597,400	1.11
計		2,698,293,745	22.66

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,903,424	5.93
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,439,373	3.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,856,031	2.45
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	2,683,762	2.30
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,750,000	1.50
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.28
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,395,921	1.20
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,391,856	1.19
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,343,962	1.15
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,325,974	1.14
計		25,582,934	22.00

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人です。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000 第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— — —	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 37,200	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 13,699,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,628,409,800	116,284,098	—
単元未満株式	普通株式 6,214,020	—	—
発行済株式総数	11,904,361,720	—	—
総株主の議決権	—	116,284,098	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式29,200株(議決権292個)ならびに名義人以外から株券喪失登録のあった株式2,000株(議決権20個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	37,200	—	37,200	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.10
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	617,600	—	617,600	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	286,700	—	286,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪府中央区今橋 二丁目5番8号	274,400	—	274,400	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	13,736,900	—	13,736,900	0.11

(注) 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ27,800株、800株および600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	550	699	670	613	619	599
最低(円)	470	519	582	528	580	475

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、監査法人トーマツの監査証明を受け、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更をしております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 10,148,110	※7 7,779,378	※7 6,562,376
コールローン及び買入手形	1,058,103	399,726	293,415
買現先勘定	※2 3,262,183	※2 3,363,764	※2 2,544,848
債券貸借取引支払保証金	※2 6,243,090	※2 5,845,064	※2 6,797,026
買入金銭債権	※7 4,226,743	※7 3,168,282	※7 3,394,519
特定取引資産	※7 17,637,010	※7 17,678,766	※7 17,452,426
金銭の信託	383,278	341,589	326,298
有価証券	※1, ※2, ※7, ※17 38,671,375	※1, ※2, ※7, ※17 57,384,396	※1, ※2, ※7, ※17 48,314,122
投資損失引当金	△36,702	△31,916	△37,104
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 90,445,118	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 88,032,042	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 92,056,820
外国為替	※2 1,671,474	※2 955,397	※2 1,058,640
その他資産	※7, ※14 6,989,674	※7 6,604,604	※7 7,795,056
有形固定資産	※7, ※9, ※10 1,277,575	※7, ※9, ※10 1,399,983	※7, ※9, ※10, ※11 1,380,900
無形固定資産	※7 914,401	※7, ※14 1,164,879	※7, ※14 1,209,783
繰延税金資産	1,171,485	856,257	1,235,139
支払承諾見返	※17 11,067,649	9,114,298	9,534,900
貸倒引当金	△1,106,293	※15 △1,254,412	※15 △1,185,266
資産の部合計	194,024,280	202,802,103	198,733,906
負債の部			
預金	※7 119,798,396	※7 122,043,723	※7 120,149,591
譲渡性預金	7,827,311	9,585,670	7,570,547
コールマネー及び売渡手形	※7 3,007,407	※7 2,537,568	※7 2,272,292
売現先勘定	※7 8,677,843	※7 12,787,963	※7 11,926,997
債券貸借取引受入担保金	※7 4,266,088	※7 3,947,901	※7 4,270,365
コマースナル・ペーパー	※7 173,685	※7 88,759	141,436
特定取引負債	8,354,355	※7 9,380,537	※7 9,868,818
借入金	※2, ※7, ※12 5,400,785	※2, ※7, ※12 6,645,428	※2, ※7, ※12 7,729,256
外国為替	※2 977,280	※2 865,759	※2 804,425
短期社債	457,683	326,401	323,959
社債	※7, ※13 6,289,553	※7, ※13 6,947,086	※7, ※13 6,485,158
信託勘定借	1,338,192	1,762,003	1,798,223
その他負債	6,898,069	※7 6,197,848	6,634,917
賞与引当金	47,839	50,177	42,615
役員賞与引当金	425	340	150
退職給付引当金	62,010	86,252	94,623
役員退職慰労引当金	1,682	1,568	1,958
ポイント引当金	10,124	10,661	8,854
偶発損失引当金	83,999	244,801	277,608
構造改革損失引当金	2,971	—	—
特別法上の引当金	3,335	3,094	3,339
繰延税金負債	37,730	36,429	28,993
再評価に係る繰延税金負債	※9 197,252	※9 192,194	※9 194,228
支払承諾	※7, ※17 11,067,649	※7 9,114,298	※7 9,534,900
負債の部合計	184,981,676	192,856,471	190,163,264

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	1,383,052	1,620,896	1,620,896
資本剰余金	1,777,860	1,897,919	1,898,031
利益剰余金	4,591,845	4,238,262	4,168,625
自己株式	△439,375	△5,927	△6,867
株主資本合計	7,313,383	7,751,150	7,680,685
その他有価証券評価差額金	△39,243	126,439	△776,397
繰延ヘッジ損益	2,745	108,093	111,001
土地再評価差額金	※9 143,647	※9 144,093	※9 142,502
為替換算調整勘定	△96,306	△190,502	△302,352
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△12,392	△53,647	△51,822
評価・換算差額等合計	△1,549	134,476	△877,067
新株予約権	3,674	5,429	4,650
少数株主持分	1,727,096	2,054,575	1,762,372
純資産の部合計	9,042,604	9,945,632	8,570,641
負債及び純資産の部合計	194,024,280	202,802,103	198,733,906

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月30日)
経常収益	2,925,113	2,618,434	5,677,460
資金運用収益	1,842,261	1,500,108	3,448,391
(うち貸出金利息)	1,134,155	1,003,524	2,204,409
(うち有価証券利息配当金)	356,656	304,769	677,776
信託報酬	67,097	52,456	119,474
役務取引等収益	592,473	572,542	1,138,306
特定取引収益	126,317	167,472	253,056
その他業務収益	174,846	209,473	536,305
その他経常収益	※1 122,116	※1 116,381	※1 181,924
経常費用	2,736,996	2,385,386	5,594,652
資金調達費用	872,046	385,012	1,473,042
(うち預金利息)	374,699	173,396	601,726
役務取引等費用	87,443	79,387	168,229
特定取引費用	1,191	—	—
その他業務費用	146,147	224,521	581,921
営業経費	1,084,363	1,111,730	2,104,589
その他経常費用	※2 545,803	※2 584,735	※2 1,266,869
経常利益	188,117	233,047	82,807
特別利益	61,417	36,705	159,070
固定資産処分益	6,718	5,331	13,347
償却債権取立益	14,388	24,804	38,267
金融商品取引責任準備金取崩額	1,308	244	1,304
子会社株式売却益	32,814	—	32,472
リース会計基準の適用に伴う影響額	※3 6,186	—	※3 6,186
投資損失引当金戻入益	—	5,026	—
過年度損益修正益	—	—	※5 58,904
その他の特別利益	—	1,297	8,587
特別損失	60,787	55,378	126,816
固定資産処分損	8,511	14,348	27,008
減損損失	4,879	10,097	15,842
システム統合に係る費用	47,198	—	83,958
子会社における構造改革損失引当金繰入額	197	—	6
のれん償却額	—	※4 27,918	—
その他の特別損失	—	3,012	—
税金等調整前中間純利益	188,747	214,374	115,061
法人税、住民税及び事業税	47,772	50,242	85,808
法人税等還付税額	—	△16,090	—
法人税等調整額	△168	8,442	216,131
法人税等合計	47,604	42,593	301,939
少数株主利益	49,120	30,832	70,073
中間純利益又は中間純損失(△)	92,023	140,948	△256,952

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,383,052	1,620,896	1,383,052
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	237,844
当中間期変動額合計	—	—	237,844
当中間期末残高	1,383,052	1,620,896	1,620,896
資本剰余金			
前期末残高	1,865,696	1,898,031	1,865,696
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	239,579
自己株式の処分	△87,835	△32	△207,243
持分法の適用範囲の変動	—	△78	—
当中間期変動額合計	△87,835	△111	32,335
当中間期末残高	1,777,860	1,897,919	1,898,031
利益剰余金			
前期末残高	4,592,960	4,168,625	4,592,960
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△5,970
当中間期変動額			
剰余金の配当	△75,855	△67,879	△153,338
中間純利益又は中間純損失(△)	92,023	140,948	△256,952
土地再評価差額金の取崩	△353	△1,591	1,026
連結範囲の変動	—	—	1,938
持分法の適用範囲の変動	—	△1,840	5,763
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	△16,802	—	△16,802
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	778	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
当中間期変動額合計	△1,114	69,637	△418,364
当中間期末残高	4,591,845	4,238,262	4,168,625
自己株式			
前期末残高	△726,001	△6,867	△726,001
当中間期変動額			
自己株式の取得	△732	△34	△922
自己株式の処分	287,358	974	720,055
当中間期変動額合計	286,626	939	719,133
当中間期末残高	△439,375	△5,927	△6,867

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	7,115,707	7,680,685	7,115,707
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△5,970
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	477,423
剰余金の配当	△75,855	△67,879	△153,338
中間純利益又は中間純損失(△)	92,023	140,948	△256,952
自己株式の取得	△732	△34	△922
自己株式の処分	199,522	941	512,812
土地再評価差額金の取崩	△353	△1,591	1,026
連結範囲の変動	—	—	1,938
持分法の適用範囲の変動	—	△1,919	5,763
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	△16,802	—	△16,802
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	778	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
当中間期変動額合計	197,675	70,465	570,948
当中間期末残高	7,313,383	7,751,150	7,680,685
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	595,352	△776,397	595,352
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△634,596	902,836	△1,371,749
当中間期変動額合計	△634,596	902,836	△1,371,749
当中間期末残高	△39,243	126,439	△776,397
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	79,043	111,001	79,043
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△76,297	△2,907	31,958
当中間期変動額合計	△76,297	△2,907	31,958
当中間期末残高	2,745	108,093	111,001
土地再評価差額金			
前期末残高	143,292	142,502	143,292
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	355	1,591	△789
当中間期変動額合計	355	1,591	△789
当中間期末残高	143,647	144,093	142,502
為替換算調整勘定			
前期末残高	△52,566	△302,352	△52,566
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△43,740	111,849	△249,786
当中間期変動額合計	△43,740	111,849	△249,786
当中間期末残高	△96,306	△190,502	△302,352
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	—	△51,822	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△12,392	△1,825	△51,822
当中間期変動額合計	△12,392	△1,825	△51,822
当中間期末残高	△12,392	△53,647	△51,822

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	765,121	△877,067	765,121
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△766,671	1,011,543	△1,642,189
当中間期変動額合計	△766,671	1,011,543	△1,642,189
当中間期末残高	△1,549	134,476	△877,067
新株予約権			
前期末残高	2,509	4,650	2,509
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,165	778	2,141
当中間期変動額合計	1,165	778	2,141
当中間期末残高	3,674	5,429	4,650
少数株主持分			
前期末残高	1,716,370	1,762,372	1,716,370
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	10,725	292,203	46,002
当中間期変動額合計	10,725	292,203	46,002
当中間期末残高	1,727,096	2,054,575	1,762,372
純資産合計			
前期末残高	9,599,708	8,570,641	9,599,708
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△5,970
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	477,423
剰余金の配当	△75,855	△67,879	△153,338
中間純利益又は中間純損失(△)	92,023	140,948	△256,952
自己株式の取得	△732	△34	△922
自己株式の処分	199,522	941	512,812
土地再評価差額金の取崩	△353	△1,591	1,026
連結範囲の変動	—	—	1,938
持分法の適用範囲の変動	—	△1,919	5,763
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	△16,802	—	△16,802
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	778	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△754,780	1,304,525	△1,594,045
当中間期変動額合計	△557,104	1,374,990	△1,023,097
当中間期末残高	9,042,604	9,945,632	8,570,641

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	188,747	214,374	115,061
減価償却費	119,986	117,637	243,342
減損損失	4,879	10,097	15,842
のれん償却額	9,727	45,104	24,618
負ののれん償却額	△578	△1,881	△1,386
持分法による投資損益(△は益)	△1,495	△1,703	38
貸倒引当金の増減(△)	34,932	67,228	△23,276
投資損失引当金の増減額(△は減少)	6,792	△5,073	7,237
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,726	6,726	△5,739
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△7	187	△278
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,929	△10,580	27,761
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△434	△390	△230
ポイント引当金の増減額(△は減少)	2,045	1,806	775
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△48,396	△33,530	△77,829
構造改革損失引当金の増減額(△は減少)	△19,893	—	△22,865
資金運用収益	△1,842,261	△1,500,108	△3,448,391
資金調達費用	872,046	385,012	1,473,042
有価証券関係損益(△)	63,952	△38,226	327,841
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	3,683	3,912	△1,446
為替差損益(△は益)	△153,441	613,611	247,866
固定資産処分損益(△は益)	1,792	9,017	13,660
特定取引資産の純増(△)減	△1,917,996	526,079	△3,457,877
特定取引負債の純増減(△)	△1,496,717	△1,143,448	996,467
約定済未決済特定取引調整額	208,475	889,469	△287,703
貸出金の純増(△)減	△2,570,356	4,458,023	△4,152,604
預金の純増減(△)	△1,140,509	1,537,449	246,509
譲渡性預金の純増減(△)	544,499	1,999,571	360,423
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	656,297	△948,923	2,721,483
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	445,734	△727,768	3,389,142
コールローン等の純増(△)減	3,949,288	△124,883	3,880,764
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	1,950,051	967,877	1,151,299
コールマネー等の純増減(△)	△597,151	432,662	4,386,894
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△153,878	△59,046	△166,634
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△1,592,976	△336,329	△1,392,369
外国為替(資産)の純増(△)減	△432,030	106,574	173,717
外国為替(負債)の純増減(△)	5,934	60,432	△164,405
短期社債(負債)の純増減(△)	44,983	2,442	△105,240
普通社債発行及び償還による増減(△)	△10,220	225,957	△227,605
信託勘定借の純増減(△)	△124,630	△36,220	335,401
資金運用による収入	1,880,083	1,588,087	3,544,139
資金調達による支出	△879,412	△399,023	△1,506,951
その他	△15,337	103,127	△445,520
小計	△2,008,446	9,005,334	8,194,974
法人税等の支払額	△27,418	△58,239	△69,164
法人税等の還付額	—	20,447	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,035,865	8,967,542	8,125,809

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△43,034,559	△76,686,421	△115,545,508
有価証券の売却による収入	27,837,823	42,792,080	75,981,958
有価証券の償還による収入	17,577,477	25,320,038	30,823,155
金銭の信託の増加による支出	△151,167	△309,814	△297,208
金銭の信託の減少による収入	157,744	290,055	362,057
有形固定資産の取得による支出	△41,922	△64,008	△152,685
無形固定資産の取得による支出	△86,343	△89,160	△344,540
有形固定資産の売却による収入	14,879	5,366	60,426
無形固定資産の売却による収入	21	11	191,970
事業譲受による支出	—	△4,267	—
子会社株式の取得による支出	△59	△202	△389,513
子会社株式の売却による収入	84,995	170	84,995
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	758	—	758
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	—	△100,094
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	10,874	—	10,874
その他	—	—	△266
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,370,522	△8,746,150	△9,313,619
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	16,404	78,000	193,050
劣後特約付借入金返済による支出	△53,000	△315,500	△404,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	289,700	475,000	917,900
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△182,026	△185,398	△307,752
株式の発行による収入	—	—	671,595
少数株主からの払込みによる収入	235,145	370,030	320,610
優先株式等の償還等による支出	△106,420	△130,000	△91,030
リース債務の返済による支出	△22	—	△358
配当金の支払額	△75,818	△67,777	△153,245
少数株主への配当金の支払額	△40,589	△34,789	△69,137
少数株主への払戻による支出	△57	△206	△135
自己株式の取得による支出	△279	△20	△328
自己株式の売却による収入	1,367	935	123,418
子会社の自己株式の取得による支出	△238	△1,288	△7,714
子会社の自己株式の処分による収入	3	80	14
その他	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	84,170	189,066	1,192,387
現金及び現金同等物に係る換算差額	△86,493	54,387	△194,549
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	332,334	464,846	△189,972
現金及び現金同等物の期首残高	4,222,222	4,032,013	4,222,222
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	△236
現金及び現金同等物の中間期末残高	4,554,556	※1 4,496,860	※1 4,032,013

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 246社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited	(1) 連結子会社 249社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited	(1) 連結子会社 256社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社他8社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含まれております。</p> <p>また、Tokai Finance (Curacao) N.V. 他4社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、MUFG Capital Finance 9 Limited他1社は、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含まれております。</p> <p>また、株式会社DCキャッシュワフン他8社は、合併、清算により消滅したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 MU Japan Fund PLC 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、アコム株式会社他28社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含まれております。</p> <p>また、Tokai Finance (Curacao) N.V. 他14社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。 ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。 ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。 ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ株式会社 日本コンピュータシステム株式会社 (子会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p> <p>流動化の結果、平成20年9月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は17,947百万円、負債総額(単</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																		
	<p>純合算)は17,866百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>(項目)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先受益権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td>—</td> <td>売却益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残存売却代金残高(未収入金)</td> <td>29</td> <td>分配益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回収サービス業務取引高((注)2)</td> <td>756</td> <td>回収サービス業務収益</td> <td>756</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成20年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、73,304百万円であり、また、当該劣後受益権等に係る分配益(9,511百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。 2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。</p>		主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先受益権				営業貸付金	—	売却益	—	残存売却代金残高(未収入金)	29	分配益	—	回収サービス業務取引高((注)2)	756	回収サービス業務収益	756	<p>流動化の結果、平成21年9月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は2社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は75百万円、負債総額(単純合算)は11百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>(項目)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先受益権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td>—</td> <td>売却益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残存売却代金残高(未収入金)</td> <td>18</td> <td>分配益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回収サービス業務取引高</td> <td>—</td> <td>回収サービス業務収益</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 劣後受益権等に係る分配益(10,536百万円)は、「資金運用収益」に計上されております。 2 回収サービス業務収益は、「資金運用収益」に計上されております。</p>		主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先受益権				営業貸付金	—	売却益	—	残存売却代金残高(未収入金)	18	分配益	—	回収サービス業務取引高	—	回収サービス業務収益	—	<p>流動化の結果、平成21年3月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は2社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は1,026百万円、負債総額(単純合算)は961百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当連結会計年度末残高</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>(項目)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先受益権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td>—</td> <td>売却益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残存売却代金残高(未収入金)</td> <td>19</td> <td>分配益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回収サービス業務取引高</td> <td>958</td> <td>回収サービス業務収益</td> <td>958</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 劣後受益権等に係る分配益(10,536百万円)は、「資金運用収益」に計上されております。 2 回収サービス業務収益は、「資金運用収益」に計上されております。</p>		主な取引の金額又は当連結会計年度末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先受益権				営業貸付金	—	売却益	—	残存売却代金残高(未収入金)	19	分配益	—	回収サービス業務取引高	958	回収サービス業務収益	958
	主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高			主な損益																																																																	
		(項目)	(金額)																																																																		
譲渡した優先受益権																																																																					
営業貸付金	—	売却益	—																																																																		
残存売却代金残高(未収入金)	29	分配益	—																																																																		
回収サービス業務取引高((注)2)	756	回収サービス業務収益	756																																																																		
	主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益																																																																			
		(項目)	(金額)																																																																		
譲渡した優先受益権																																																																					
営業貸付金	—	売却益	—																																																																		
残存売却代金残高(未収入金)	18	分配益	—																																																																		
回収サービス業務取引高	—	回収サービス業務収益	—																																																																		
	主な取引の金額又は当連結会計年度末残高	主な損益																																																																			
		(項目)	(金額)																																																																		
譲渡した優先受益権																																																																					
営業貸付金	—	売却益	—																																																																		
残存売却代金残高(未収入金)	19	分配益	—																																																																		
回収サービス業務取引高	958	回収サービス業務収益	958																																																																		

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 61社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社 Dah Sing Financial Holdings Limited PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk. Kim Eng Holdings Limited</p> <p>なお、株式会社ジャルカード他19社は、株式取得等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>また、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他1社は、子会社への異動により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC</p> <p>なお、MU Japan Fund PLCは、関連会社からの異動により、当中間連結会計期間より持分法適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 57社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Kim Eng Holdings Limited</p> <p>なお、Morgan Stanley MUFU Loan Partners, LLCは、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>また、株式会社岐阜銀行他1社は、議決権の所有割合の低下等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>MU Japan Fund PLCは、子会社への異動により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 59社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Kim Eng Holdings Limited</p> <p>なお、株式会社ジャルカード他21社は、株式取得、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>また、アコム株式会社他5社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited</p> <p>持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 株式会社池田銀行</p> <p>持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited</p> <p>持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト 株式会社シフラ ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ 株式会社Spring 株式会社ストリート デザイン マーズ株式会社 株式会社コンバージョ ン SSI株式会社 日本スーパーマップ 株式会社 NBA株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 による投資育成目的等 による株式の所有であ つて、傘下に入れる目 的ではないことから、関 連会社として取り扱 っておりません。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業におい て受益者のために信託 建物を管理する目的 で設立された管理会 社であり、傘下に入 れる目的で設立され たものではないこと から、関連会社とし て取り扱っておりま せん。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社シフラ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社two five 株式会社Spring 株式会社ストリート デザイン マーズ株式会社 株式会社ファーストロ ジック 日本スーパーマップ 株式会社 NBA株式会社 アキュメンバイオファ ーマ株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社NSCore Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子 会社 が投資育成や事業再 生を 図りキャピタルゲイ ン獲 得を目的等とする営 業取 引として株式等を所 有し ているのであつて、 傘下 に入れる目的ではな いこ とから、関連会社と して 取り扱っておりませ ん。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業におい て受益者のために信 託建 物を管理する目的 で設 立され た管理 会社 であり、 傘下 に入れ る目的 で設 立され たもの ではな いこと から、 関連 会社 として 取り 扱 って おり ませ ん。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト 株式会社シフラ ファルマフロンティア 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社Spring 株式会社ストリート デザイン マーズ株式会社 株式会社コンバージョ ン 日本スーパーマップ 株式会社 NBA株式会社 株式会社two five 株式会社NSCore 株式会社医療情報総合 研究所 Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子 会社 による投資育成目的 等 による株式の所有 であ つて、 傘下 に入れ る目的 では ないこ とから、 関連 会社 とし て取 り扱 って おり ませ ん。 株式会社両国シティコ ア (関連会社としなかった理由) 土地信託事業におい て受益者のために信 託建 物を管理する目的 で設 立され た管理 会社 であり、 傘下 に入れ る目的 で設 立され たもの ではな いこと から、 関連 会社 とし て取 り扱 って おり ませ ん。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>138社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>20社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>79社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	3社	12月末日	1社	2月末日	1社	4月末日	1社	6月末日	138社	7月24日	20社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	79社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>137社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>81社</td></tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	12月末日	1社	2月末日	1社	4月末日	1社	6月末日	137社	7月24日	24社	7月末日	1社	8月末日	3社	9月末日	81社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>139社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>22社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>86社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社2社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>6月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>8月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	6月末日	1社	8月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	139社	1月24日	22社	1月末日	1社	2月末日	3社	3月末日	86社
11月末日	3社																																																						
12月末日	1社																																																						
2月末日	1社																																																						
4月末日	1社																																																						
6月末日	138社																																																						
7月24日	20社																																																						
7月末日	1社																																																						
8月末日	2社																																																						
9月末日	79社																																																						
12月末日	1社																																																						
2月末日	1社																																																						
4月末日	1社																																																						
6月末日	137社																																																						
7月24日	24社																																																						
7月末日	1社																																																						
8月末日	3社																																																						
9月末日	81社																																																						
5月末日	2社																																																						
6月末日	1社																																																						
8月末日	1社																																																						
10月末日	1社																																																						
12月末日	139社																																																						
1月24日	22社																																																						
1月末日	1社																																																						
2月末日	3社																																																						
3月末日	86社																																																						

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、国内銀行連結子会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第25号」という)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>		<p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が92,364百万円増加、「繰延税金資産」が31,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が61,097百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行って行いましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的の区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(B) 同左</p>	<p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「有価証券」が5,559百万円増加、「繰延税金資産」が44,987百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が147,019百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。</p> <p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(B) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 2年～20年 また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (追加情報) 前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 2年～20年 また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 2年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、国内銀行連結子会社の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p> <p>なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、主として定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。 なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。 なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は779,419百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,062,559百万円あります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は980,079百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>
	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(12)ポイント引当金の計上基準</p> <p>ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(12)ポイント引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(12)ポイント引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(13) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(13) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。偶発損失引当金には、将来の利息返還の請求に備えるために過去の返還実績及び最近の返還状況等を勘案して見積もった必要額を含んでおります。</p>	<p>(13) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(14) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>構造改革損失引当金は、連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(14) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>構造改革損失引当金は、連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,335百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,094百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,339百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
	<p>(17) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>	<p>(16) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>同左</p> <p>(貸手側)</p> <p>同左</p>	<p>(17) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>同左</p> <p>(貸手側)</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は58,083百万円減少し、うち「資金運用収益」が4,266百万円増加、「その他経常収益」が62,349百万円減少しております。「経常費用」は58,295百万円減少し、うち「その他経常費用」が56,376百万円減少しております。「経常利益」は212百万円増加、「特別利益」は6,107百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は6,319百万円増加しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>この変更による連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は114,746百万円減少し、うち「資金運用収益」が8,949百万円増加、「その他経常収益」が123,696百万円減少しております。「経常費用」は114,996百万円減少し、うち「その他の経常費用」が111,450百万円減少しております。「経常利益」は250百万円増加、「特別利益」は6,186百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は6,436百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。そ</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。そ</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。そ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,664百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は32,459百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,038百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,057百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,512百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は22,597百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(19)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(18)消費税等の会計処理 同左	(19)消費税等の会計処理 同左
	(20)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内信託銀行連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	—————	—————
	(21)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(19)手形割引及び再割引の会計処理 同左	(20)手形割引及び再割引の会計処理 同左
	(22)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。	(20)在外子会社の会計処理基準 同左	(21)在外子会社の会計処理基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益が、それぞれ7,218百万円増加しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>① 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が、それぞれ1,971百万円減少しております。</p> <p>② 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」</p> <p>国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」(平成20年10月13日改正 国際会計基準審議会。以下、「IAS第39号」という)が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、「売買目的有価証券」に区分していた一部の債券を「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の区分に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来IAS第39号によった場合と比較して、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ29,093百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当中間連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が21,136百万円減少、「退職給付引当金」が9,620百万円増加、「繰延税金負債」が11,814百万円減少、「少数株主持分」が6,573百万円減少しております。</p>		<p>区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」(以下、「米国財務会計基準審議会基準書第158号」という)に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が430百万円減少、「退職給付引当金」が97,403百万円増加、「繰延税金負債」が39,641百万円減少、「少数株主持分」が6,311百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来に比べて、「買入金銭債権」は5,623百万円増加、「繰延税金資産」は2,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,429百万円増加しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「4 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間連結会計期間より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表については、「特定取引資産」が3,336,769百万円増加、「特定取引負債」が3,384,170百万円増加、「その他資産」が1,141,588百万円増加、「その他負債」が1,094,188百万円増加しております。また、中間連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が716,895百万円増加、「特定取引負債の純増減(△)」が706,252百万円減少、「その他」が10,642百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、連結貸借対照表については、「特定取引資産」が5,920,325百万円増加、「特定取引負債」が6,044,534百万円増加、「その他資産」が1,550,996百万円増加、「その他負債」が1,426,787百万円増加しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が1,866,660百万円減少、「特定取引負債の純増減(△)」が1,954,111百万円増加、「その他」が87,451百万円減少しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第26号」という)が公表されたことに伴い、国内銀行連結子会社において当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は328,751百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は13,707百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は305百万円であります。</p> <p>(2) 連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は8,801百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりましたポイント引当金が、「ポイント引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は「ポイント引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増加額」は3,592百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含まれる「法人税等還付税額」は1,777百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、中間連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は31,316百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式284,654百万円及び出資金1,982百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に794百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は5,400,337百万円、再貸付に供している有価証券は943,264百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,586,639百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,007,324百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円です。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式214,153百万円及び出資金17,439百万円を含んでおります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は3,834,875百万円、再貸付に供している有価証券は450,149百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは12,556,339百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は724,934百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円です。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式192,702百万円及び出資金2,722百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は9,160百万円です。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に35百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,501,727百万円、再貸付に供している有価証券は617,411百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは13,357,629百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は821,028百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円です。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は70,362百万円、延滞債権額は928,338百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は133,042百万円、延滞債権額は1,135,588百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は147,810百万円、延滞債権額は950,262百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,708百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,208百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,421百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は434,086百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は396,689百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は406,292百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																																																		
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,450,495百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,819百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>506,583百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,323,102百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,308,153百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>364百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>844百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>833百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>343,940百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>280,000百万円</td></tr> <tr><td>コマースヤル・ペーパー</td><td>25,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,496,849百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>18,393百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,705百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金219,166百万円、買入金銭債権569,862百万円、特定取引資産303,128百万円、有価証券9,279,365百万円、貸出金7,708,551百万円及びその他資産5,321百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は5,209,172百万円、有価証券は4,935,319百万円であり、対応する売現先勘定は6,014,334百万円、債券貸借取引受入担保金は3,504,866百万円であります。</p>	現金預け金	1,819百万円	特定取引資産	506,583百万円	有価証券	1,323,102百万円	貸出金	1,308,153百万円	その他資産	364百万円	有形固定資産	844百万円	無形固定資産	833百万円	預金	343,940百万円	コールマネー及び売渡手形	280,000百万円	コマースヤル・ペーパー	25,000百万円	借入金	2,496,849百万円	社債	18,393百万円	支払承諾	1,705百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,682,528百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,753百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>1,476,321百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,575,136百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>673,669百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>71,854百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>481百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>511百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>325,907百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>558,000百万円</td></tr> <tr><td>コマースヤル・ペーパー</td><td>25,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>61,993百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,678,115百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>41,027百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,162百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,073百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,375百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産320,895百万円、有価証券7,930,844百万円及び貸出金5,354,486百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は3,878,880百万円、有価証券は9,245,979百万円であり、対応する売現先勘定は8,780,776百万円、債券貸借取引受入担保金は3,756,526百万円であります。</p>	現金預け金	1,753百万円	特定取引資産	1,476,321百万円	有価証券	2,575,136百万円	貸出金	673,669百万円	その他資産	71,854百万円	有形固定資産	481百万円	無形固定資産	511百万円	預金	325,907百万円	コールマネー及び売渡手形	558,000百万円	コマースヤル・ペーパー	25,000百万円	特定取引負債	61,993百万円	借入金	3,678,115百万円	社債	41,027百万円	その他負債	56,162百万円	支払承諾	1,073百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,529,787百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,807百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>780,740百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,898,317百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,576,819百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>403百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>604百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>654百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>445,370百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>565,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>88,680百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>4,479,119百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>25,823百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金39,022百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産339,393百万円、有価証券10,006,346百万円、貸出金7,976,256百万円及びその他資産4,551百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は6,172,468百万円、有価証券は6,898,165百万円であり、対応する売現先勘定は9,239,668百万円、債券貸借取引受入担保金は3,599,956百万円であります。</p>	現金預け金	1,807百万円	特定取引資産	780,740百万円	有価証券	2,898,317百万円	貸出金	2,576,819百万円	その他資産	403百万円	有形固定資産	604百万円	無形固定資産	654百万円	預金	445,370百万円	コールマネー及び売渡手形	565,000百万円	特定取引負債	88,680百万円	借入金	4,479,119百万円	社債	25,823百万円	支払承諾	1,124百万円
現金預け金	1,819百万円																																																																																			
特定取引資産	506,583百万円																																																																																			
有価証券	1,323,102百万円																																																																																			
貸出金	1,308,153百万円																																																																																			
その他資産	364百万円																																																																																			
有形固定資産	844百万円																																																																																			
無形固定資産	833百万円																																																																																			
預金	343,940百万円																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	280,000百万円																																																																																			
コマースヤル・ペーパー	25,000百万円																																																																																			
借入金	2,496,849百万円																																																																																			
社債	18,393百万円																																																																																			
支払承諾	1,705百万円																																																																																			
現金預け金	1,753百万円																																																																																			
特定取引資産	1,476,321百万円																																																																																			
有価証券	2,575,136百万円																																																																																			
貸出金	673,669百万円																																																																																			
その他資産	71,854百万円																																																																																			
有形固定資産	481百万円																																																																																			
無形固定資産	511百万円																																																																																			
預金	325,907百万円																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	558,000百万円																																																																																			
コマースヤル・ペーパー	25,000百万円																																																																																			
特定取引負債	61,993百万円																																																																																			
借入金	3,678,115百万円																																																																																			
社債	41,027百万円																																																																																			
その他負債	56,162百万円																																																																																			
支払承諾	1,073百万円																																																																																			
現金預け金	1,807百万円																																																																																			
特定取引資産	780,740百万円																																																																																			
有価証券	2,898,317百万円																																																																																			
貸出金	2,576,819百万円																																																																																			
その他資産	403百万円																																																																																			
有形固定資産	604百万円																																																																																			
無形固定資産	654百万円																																																																																			
預金	445,370百万円																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	565,000百万円																																																																																			
特定取引負債	88,680百万円																																																																																			
借入金	4,479,119百万円																																																																																			
社債	25,823百万円																																																																																			
支払承諾	1,124百万円																																																																																			

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,785,375百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,021,172百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は67,679,162百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">26,875百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,029,988百万円</p>	<p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,104,498百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,090,331百万円</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,166,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金751,800百万円が含まれております。</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 89,825百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金989,300百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,221,661百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,832,799百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,615,686百万円が含まれております。</p>
<p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、その他の資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 367,951百万円 負ののれん 31,433百万円 純額 336,517百万円</p>	<p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 558,196百万円 負ののれん 29,842百万円 純額 528,354百万円</p>	<p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、のれんに含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 601,301百万円 負ののれん 30,637百万円 純額 570,664百万円</p>
<p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,154,687百万円、貸付信託169,572百万円であります。</p>	<p>※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額115,200百万円が含まれております。</p> <p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,120,712百万円、貸付信託80,454百万円であります。</p>	<p>※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額133,266百万円が含まれております。</p> <p>16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,147,334百万円、貸付信託122,073百万円であります。</p>
<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,044,763百万円であります。</p>	<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,729,197百万円であります。</p>	<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,874,625百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益71,840百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額171,834百万円、貸出金償却163,052百万円及び株式等償却145,276百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益77,457百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額285,632百万円、貸出金償却145,707百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 のれん償却額は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p> <p>—————</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益106,275百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、株式等償却479,583百万円及び貸出金償却411,276百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p> <p>—————</p> <p>※5 過年度損益修正益は、平成17年10月1日に株式会社UFJホールディングスと合併した際に受入れた有価証券の減損処理に際し、連結会社における取得原価と連結財務諸表上の取得原価との差額に起因する連結修正を要する額43,215百万円、及び外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正額15,689百万円であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861,643	72,035	—	10,933,679	注1
第一回第三種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第八種優先株式	17,700	—	17,700	—	注2
第十一種優先株式	1	—	—	1	
第十二種優先株式	33,700	—	—	33,700	
合計	11,013,044	72,035	17,700	11,067,380	
自己株式					
普通株式	504,262	3,216	201,045	306,433	注3
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—	注4
第十二種優先株式	—	22,400	—	22,400	注5
合計	504,262	43,316	218,745	328,833	

(注) 1 普通株式数の増加72,035千株は、第八種優先株式を一斉取得し交付したものと及び第十二種優先株式の取得請求を受け交付したものであります。

2 第八種優先株式の減少17,700千株は、一斉取得した当該優先株式を消却したことによるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加3,216千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少201,045千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び株式交換に伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

4 第八種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得によるものであります。また、第八種優先株式の自己株式の減少17,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。

5 第十二種優先株式の自己株式の増加22,400千株は、取得請求を受けたことによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—————				3,562		
連結子会社(自己新株予約権)		—————				111 (—)		
合計		—————				3,674 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	72,525	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第八種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十二種優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日

なお、配当金の総額のうち、4百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月18日 取締役会	普通株式	74,428	その他利益剰余金	7	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十二種優先株式	64	その他利益剰余金	5.75	平成20年9月30日	平成20年12月10日

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,648,360	—	—	11,648,360	
第一回第三種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	11,904,361	—	—	11,904,361	
自己株式					
普通株式	9,161	53	963	8,251	注
合計	9,161	53	963	8,251	

（注） 普通株式の自己株式の増加53千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少963千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————				5,429	
連結子会社(自己新株予約権)			—————				0 (—)	
合計			—————				5,429 (—)	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	58,237	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日

なお、配当金の総額のうち、65百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	69,889	利益剰余金	6	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第一回第三種優先株式	3,000	利益剰余金	30	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成21年9月30日	平成21年12月9日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861,643	786,716	—	11,648,360	注1
第一回第三種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種優先株式	—	156,000	—	156,000	注2
第八種優先株式	17,700	—	17,700	—	注3
第十一種優先株式	1	—	—	1	
第十二種優先株式	33,700	—	33,700	—	注4
合計	11,013,044	942,716	51,400	11,904,361	
自己株式					
普通株式	504,262	4,743	499,844	9,161	注5
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—	注6
第十二種優先株式	—	33,700	33,700	—	注7
合計	504,262	56,143	551,244	9,161	

（注）1 普通株式数の増加786,716千株は、第八種優先株式を一斉取得し交付したものの、第十二種優先株式の取得請求を受け交付したものと及び公募増資並びに第三者割当増資により発行したものであります。

2 第1回第五種優先株式の増加156,000千株は、第三者割当により発行したものであります。

3 第八種優先株式の減少17,700千株は、取得請求期限到来に伴い一斉取得した当該優先株式を消却したことによるものであります。

4 第十二種優先株式の減少33,700千株は、取得請求を受けた当該優先株式を消却したことによるものであります。

5 普通株式の自己株式の増加4,743千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少499,844千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使、株式交換、自己株式の売出しに伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

6 第八種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得によるものであります。また、第八種優先株式の自己株式の減少17,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。

7 第十二種優先株式の自己株式の増加33,700千株は、取得請求を受けたことによるものであります。また、第十二種優先株式の自己株式の減少33,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—————				4,650		
連結子会社(自己新株予約権)		—————				0 (—)		
合計		—————				4,650 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	72,525	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第八種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十二種優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月18日 取締役会	普通株式	74,428	7	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十二種優先株式	64	5.75	平成20年9月30日	平成20年12月10日

なお、配当金の総額のうち、14百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	58,237	その他利益剰余金	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	その他利益剰余金	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>10,148,110百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△5,593,553百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,554,556百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	10,148,110百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,593,553百万円	現金及び現金同等物	4,554,556百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,779,378百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,282,517百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,496,860百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	7,779,378百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,282,517百万円	現金及び現金同等物	4,496,860百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,562,376百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△2,530,362百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,032,013百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	6,562,376百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△2,530,362百万円	現金及び現金同等物	4,032,013百万円
現金預け金勘定	10,148,110百万円																			
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,593,553百万円																			
現金及び現金同等物	4,554,556百万円																			
現金預け金勘定	7,779,378百万円																			
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,282,517百万円																			
現金及び現金同等物	4,496,860百万円																			
現金預け金勘定	6,562,376百万円																			
定期性預け金及び譲渡性預け金	△2,530,362百万円																			
現金及び現金同等物	4,032,013百万円																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																														
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>156,025百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>141,442百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>297,468百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>90,932百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>86,331百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>177,264百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>167百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>213百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>64,925百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>55,064百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>119,990百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	156,025百万円	無形固定資産	141,442百万円	合計	297,468百万円	有形固定資産	90,932百万円	無形固定資産	86,331百万円	合計	177,264百万円	有形固定資産	167百万円	無形固定資産	46百万円	合計	213百万円	有形固定資産	64,925百万円	無形固定資産	55,064百万円	合計	119,990百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>117,942百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>18,954百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>136,896百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>79,323百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>12,095百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>91,418百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>38,587百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>6,857百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>45,444百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	117,942百万円	無形固定資産	18,954百万円	合計	136,896百万円	有形固定資産	79,323百万円	無形固定資産	12,095百万円	合計	91,418百万円	有形固定資産	31百万円	無形固定資産	1百万円	合計	32百万円	有形固定資産	38,587百万円	無形固定資産	6,857百万円	合計	45,444百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>138,374百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>19,396百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>157,776百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>87,262百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>11,098百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>98,364百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>90百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>94百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>51,022百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>8,293百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>59,318百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	建物	5百万円	その他の有形固定資産	138,374百万円	ソフトウェア	19,396百万円	合計	157,776百万円	建物	3百万円	その他の有形固定資産	87,262百万円	ソフトウェア	11,098百万円	合計	98,364百万円	その他の有形固定資産	90百万円	ソフトウェア	4百万円	合計	94百万円	建物	2百万円	その他の有形固定資産	51,022百万円	ソフトウェア	8,293百万円	合計	59,318百万円
有形固定資産	156,025百万円																																																																															
無形固定資産	141,442百万円																																																																															
合計	297,468百万円																																																																															
有形固定資産	90,932百万円																																																																															
無形固定資産	86,331百万円																																																																															
合計	177,264百万円																																																																															
有形固定資産	167百万円																																																																															
無形固定資産	46百万円																																																																															
合計	213百万円																																																																															
有形固定資産	64,925百万円																																																																															
無形固定資産	55,064百万円																																																																															
合計	119,990百万円																																																																															
有形固定資産	117,942百万円																																																																															
無形固定資産	18,954百万円																																																																															
合計	136,896百万円																																																																															
有形固定資産	79,323百万円																																																																															
無形固定資産	12,095百万円																																																																															
合計	91,418百万円																																																																															
有形固定資産	31百万円																																																																															
無形固定資産	1百万円																																																																															
合計	32百万円																																																																															
有形固定資産	38,587百万円																																																																															
無形固定資産	6,857百万円																																																																															
合計	45,444百万円																																																																															
建物	5百万円																																																																															
その他の有形固定資産	138,374百万円																																																																															
ソフトウェア	19,396百万円																																																																															
合計	157,776百万円																																																																															
建物	3百万円																																																																															
その他の有形固定資産	87,262百万円																																																																															
ソフトウェア	11,098百万円																																																																															
合計	98,364百万円																																																																															
その他の有形固定資産	90百万円																																																																															
ソフトウェア	4百万円																																																																															
合計	94百万円																																																																															
建物	2百万円																																																																															
その他の有形固定資産	51,022百万円																																																																															
ソフトウェア	8,293百万円																																																																															
合計	59,318百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">45,249百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">76,749百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">121,998百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">213百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">25,987百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">67百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">25,429百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">455百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">78百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	45,249百万円	1年超	76,749百万円	合計	121,998百万円		213百万円	支払リース料	25,987百万円	リース資産減損勘定の取崩額	67百万円	減価償却費相当額	25,429百万円	支払利息相当額	455百万円	減損損失	78百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">21,063百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">24,614百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45,678百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">32百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">12,561百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">51百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">12,563百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	21,063百万円	1年超	24,614百万円	合計	45,678百万円		32百万円	支払リース料	12,561百万円	リース資産減損勘定の取崩額	51百万円	減価償却費相当額	12,563百万円	支払利息相当額	2百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">24,325百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">35,303百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,628百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・リース資産減損勘定年度末残高 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">94百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">49,734百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">119百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">48,596百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">833百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	24,325百万円	1年超	35,303百万円	合計	59,628百万円		94百万円	支払リース料	49,734百万円	リース資産減損勘定の取崩額	119百万円	減価償却費相当額	48,596百万円	支払利息相当額	833百万円	減損損失	88百万円
1年内	45,249百万円																																																					
1年超	76,749百万円																																																					
合計	121,998百万円																																																					
	213百万円																																																					
支払リース料	25,987百万円																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	67百万円																																																					
減価償却費相当額	25,429百万円																																																					
支払利息相当額	455百万円																																																					
減損損失	78百万円																																																					
1年内	21,063百万円																																																					
1年超	24,614百万円																																																					
合計	45,678百万円																																																					
	32百万円																																																					
支払リース料	12,561百万円																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	51百万円																																																					
減価償却費相当額	12,563百万円																																																					
支払利息相当額	2百万円																																																					
1年内	24,325百万円																																																					
1年超	35,303百万円																																																					
合計	59,628百万円																																																					
	94百万円																																																					
支払リース料	49,734百万円																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	119百万円																																																					
減価償却費相当額	48,596百万円																																																					
支払利息相当額	833百万円																																																					
減損損失	88百万円																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 42,226百万円 1年超 131,364百万円 合計 173,591百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 5,039百万円 1年超 39,299百万円 合計 44,338百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 38,883百万円 1年超 167,042百万円 合計 205,925百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7,788百万円 1年超 59,881百万円 合計 67,669百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 43,500百万円 1年超 160,550百万円 合計 204,050百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 13,456百万円 1年超 43,737百万円 合計 57,193百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国内債券	2,133,993	2,140,795	6,801
国債	1,807,176	1,812,057	4,880
地方債	69,002	69,672	669
社債	257,813	259,065	1,251
外国債券	22,384	23,177	793
その他	222,052	222,052	-
合計	2,378,430	2,386,025	7,594

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
国内株式	4,150,255	5,010,911	860,656
国内債券	17,669,010	17,658,600	△10,409
国債	15,714,629	15,704,955	△9,674
地方債	279,536	280,684	1,148
社債	1,674,844	1,672,961	△1,883
外国株式	117,142	144,176	27,034
外国債券	7,316,688	7,213,911	△102,776
その他	5,075,815	4,301,555	△774,259
合計	34,328,910	34,329,155	244

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は8,516百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	543
その他有価証券	
国内株式	438,785
社債	3,407,603
外国株式	75,686
外国債券	318,250

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	1,521,089	1,544,468	23,378
国債	1,242,033	1,260,607	18,573
地方債	49,409	50,213	804
社債	229,646	233,647	4,000
その他	1,985,823	1,995,138	9,315
外国債券	872,942	873,062	120
その他	1,112,880	1,122,075	9,194
合計	3,506,913	3,539,606	32,693

(注) 時価は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	3,795,444	4,272,284	476,839
債券	33,337,775	33,462,016	124,240
国債	31,634,639	31,736,799	102,160
地方債	277,106	285,535	8,428
社債	1,426,030	1,439,681	13,651
その他	12,952,405	12,766,201	△186,203
外国株式	244,335	307,973	63,638
外国債券	10,435,303	10,496,448	61,145
その他	2,272,766	1,961,779	△310,987
合計	50,085,626	50,500,502	414,876

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

- 2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は16,335百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	104
その他有価証券	
株式	392,686
社債	3,093,109
外国株式	818,719
外国債券	383,940

4 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	106,841	112,464	△46,493

5 当中間連結会計期間前に保有目的を変更した有価証券

(1) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	411,188	417,700	6,134	△2,196

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 損益は、当中間連結会計期間におけるものであります。

(2) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
		損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	106,715	4,288	8,963
外国債券	150,142	3,511	1,880

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 損益は、当中間連結会計期間におけるものであります。

(3) その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	9,380,197	△109,868

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
債券	1,537,035	1,556,047	19,012	20,773	1,760
国債	1,242,065	1,257,883	15,817	17,571	1,753
地方債	51,961	52,712	751	751	0
社債	243,008	245,451	2,443	2,450	7
その他	1,713,338	1,700,161	△13,176	13,790	26,967
外国債券	615,741	611,611	△4,130	3,799	7,929
その他	1,097,596	1,088,549	△9,046	9,991	19,037
合計	3,250,373	3,256,209	5,835	34,564	28,728

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,912,382	3,732,578	△179,804	499,874	679,678
債券	25,038,995	25,000,441	△38,553	50,278	88,832
国債	23,328,419	23,301,184	△27,235	43,646	70,881
地方債	274,468	278,005	3,537	3,717	179
社債	1,436,107	1,421,251	△14,856	2,914	17,770
その他	13,561,616	12,862,201	△699,414	119,651	819,066
外国株式	128,619	107,943	△20,675	4,216	24,892
外国債券	10,673,769	10,644,629	△29,139	105,945	135,085
その他	2,759,227	2,109,628	△649,598	9,489	659,088
合計	42,512,994	41,595,222	△917,772	669,804	1,587,576

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 3 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は10,233百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	75,323,191	464,534	333,083

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	78
その他有価証券	
株式	406,566
社債	3,255,955
外国株式	952,693
外国債券	340,963

6 保有目的を変更した有価証券

(1) 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、「売買目的有価証券」に区分していた一部の外国債券を時価(516,336百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。また、「売買目的有価証券」に区分していた一部の国債及び外国債券を時価(297,911百万円)により「その他有価証券」の区分に変更しております。

この変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の債券の流動性が極端に低下し、極めて稀な状況に至ったため、時価の変動による利益を得ることを目的としなくなったことによるものであります。

(イ) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価評価損益 (百万円)	時価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
				損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	10,647	390,386	396,601	△10,449	—

- (注) 1 時価評価損益及び損益は、当連結会計年度におけるものであります。
2 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

(ロ) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価評価損益 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	414	107,509	△13,251	13,251
外国債券	2,341	140,253	△5,392	5,392

- (注) 1 時価評価損益及び損益は、当連結会計年度におけるものであります。
2 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(2) 実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品1,162,444百万円は、平成21年1月30日に時価(1,053,029百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	12,457,515	10,828,704	4,420,912	2,090,430
国債	11,941,521	7,709,033	3,471,017	1,421,678
地方債	23,118	110,834	200,021	463
社債	492,875	3,008,835	749,873	668,288
その他	920,563	6,232,583	2,652,998	4,428,611
外国債券	755,611	5,951,919	1,691,492	2,645,186
その他	164,952	280,663	961,506	1,783,425
合計	13,378,079	17,061,287	7,073,911	6,519,041

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が92,364百万円増加、「繰延税金資産」が31,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が61,097百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っていましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「有価証券」が5,559百万円増加、「繰延税金資産」が44,987百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が147,019百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	313,263	314,062	798

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的 以外の金銭の信託	306,376	307,071	694

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

III 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	39,799	△106

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満 期保有目的以外 の金銭の信託	286,123	286,499	375	375	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,843
その他有価証券	22,044
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	798
繰延税金負債	△72,785
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△49,941
少数株主持分相当額	19,221
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,523
その他有価証券評価差額金	△39,243

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額8,516百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額13,283百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	266,626
その他有価証券	440,259
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	694
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△174,328
繰延税金負債	△148,555
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	118,070
少数株主持分相当額	16,925
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8,557
その他有価証券評価差額金	126,439

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額16,335百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,048百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,013,200
その他有価証券	△902,018
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	375
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△111,557
繰延税金資産	229,464
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△783,735
少数株主持分相当額	21,178
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△13,839
その他有価証券評価差額金	△776,397

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額10,233百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,520百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	8,244,886	1,949	1,949
	金利オプション	7,823,541	505	186
店頭	金利先渡契約	12,263,502	△666	△666
	金利スワップ	520,013,941	432,669	432,669
	金利オプション	49	△0	△0
	金利スワップション	70,134,137	2,410	6,829
	その他	8,886,867	△1,082	2,950
	合計	—	435,785	443,918

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	375,022	193	193
店頭	通貨スワップ	35,673,874	△108,625	△108,625
	為替予約	95,042,677	173,677	173,677
	通貨オプション	31,192,334	96,591	241,496
	合計	—	161,837	306,742

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	584,222	41,923	41,923
	株式指数オプション	95,007	△1,174	△464
店頭	有価証券 店頭オプション	822,296	△21,445	△11,739
	有価証券 店頭指数等スワップ	180,465	△7,038	△7,038
	有価証券 店頭指数等先渡取引	17,221	△646	△646
	合計	—	11,619	22,034

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,157,370	1,512	1,512
	債券先物オプション	476,178	694	805
店頭	債券店頭オプション	1,062,467	865	582
	合計	—	3,072	2,900

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	65,999	2,752	2,752
	商品オプション	28,348	△47	688
店頭	商品スワップ	1,179,246	118,884	118,884
	商品オプション	661,281	△16,074	△15,649
	合計	—	105,514	106,676

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	7,883,603	40,125	40,125
	トータル・レート・オプション・リターン・スワップ	62,484	△4,276	△4,276
	合計	—	35,849	35,849

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	249	△34	△13
	地震 デリバティブ	20,282	△1,517	△1,517
	合計	—	△1,551	△1,530

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	5,973,255	△868	△868
	金利オプション	19,225,910	1,996	631
店頭	金利先渡契約	15,244,860	1,064	1,064
	金利スワップ	489,726,942	505,234	505,234
	金利スワップション	86,395,481	△8,667	18,540
	その他	7,984,990	2,609	7,015
	合計	—	501,369	531,618

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	21,792	△3	△3
店頭	通貨スワップ	31,533,079	△46,008	△46,008
	為替予約	53,832,683	△96,007	△96,007
	通貨オプション	20,093,863	316,427	419,475
	合計	—	174,408	277,456

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	723,192	12,785	12,785
	株式指数オプション	444,456	△4,201	1,656
店頭	有価証券 店頭オプション	639,297	△14,632	△949
	有価証券 店頭指数等スワップ	181,623	3,355	3,355
	有価証券 店頭指数等先渡取引	3,128	△237	△237
	合計	—	△2,929	16,611

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	1,449,501	△873	△873
	債券先物オプション	415,118	79	△126
店頭	債券店頭オプション	1,026,409	△4,955	△1,336
	合計	—	△5,748	△2,335

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	89,651	1,920	1,920
	商品オプション	125,091	△124	675
店頭	商品スワップ	975,155	69,398	69,398
	商品オプション	1,036,408	△2,175	△2,025
	合計	—	69,020	69,969

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	8,046,974	21,278	21,278
	トータル・レート・オプション・リターン・スワップ	15,275	△7,952	△7,952
	合計	—	13,325	13,325

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	14	△1	△1
	地震 デリバティブ	18,437	△1,119	△1,119
	合計	—	△1,120	△1,120

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループの行っているデリバティブ取引は、以下の通りです。

- ・金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約等
- ・通貨関連取引：通貨スワップ、通貨先物、通貨オプション、為替予約等
- ・株式関連取引：株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ・債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション等
- ・その他：商品先物、商品オプション、商品スワップ、クレジットデリバティブ等

(2) 利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な目的は、以下の通りであり、リスク管理・運営方針に基づき、積極的に取り組んでおります。

- ・顧客の資金運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供
- ・当社グループの短期的な為替・金利見通しに基づくトレーディング
- ・当社グループの資産・負債に係わる為替・金利リスク等の調整

なお、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてヘッジを実施しております。ヘッジ会計では預貸金、有価証券等のヘッジ対象と、金利スワップ、先物等のヘッジ手段との間の関係が、一定基準の範囲内に収まることの検証が必要となっており、各グループ銀行ではこれに対応するための適切な管理体制を構築し、ヘッジの有効性を検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、当社グループでは、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っています。

また、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社では取引相手毎の取引含み損益を原則日次で市場実勢を基に算出し、これに将来の予想損失額を加えた金額を与信額として計測を行っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、主要なグループ会社はその基本方針に則って、それぞれ管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社ではリスク管理委員会、主要なグループ会社ではALM委員会・ALM審議会・リスク管理会議等を設置し、市場リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しています。

また、主要なグループ会社では市場リスク限度額をリミットとして設けるとともに、損失額の上限についてもリミットを設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。当社グループ全体のリスクの状況及びリミット等の遵守状況は日次で経営陣に報告しています。

なお、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社においては、個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックを運用担当部署から独立した与信所管部署やリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	4,451,839	1,240,690	△11,711	△11,711
		買建	4,932,155	253,605	5,452	5,452
	金利オプション	売建	5,285,916	—	△577	427
		買建	6,063,190	—	865	△439
店頭	金利先渡契約	売建	8,081,288	—	7,818	7,818
		買建	8,540,127	—	△9,571	△9,571
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	248,844,887	170,196,845	6,346,192	6,346,192
		受取変動・ 支払固定	235,043,363	161,814,106	△5,603,222	△5,603,222
		受取変動・ 支払変動	25,137,136	18,364,633	17,859	17,859
		受取固定・ 支払固定	614,514	499,105	△10,177	△10,177
	金利オプション	売建	42	—	△0	0
		買建	—	—	—	—
	金利スワップ ション	売建	42,816,705	27,617,261	△528,105	△143,602
		買建	31,779,710	21,220,661	462,680	119,588
	その他	売建	4,502,041	3,806,650	△24,933	△7,356
		買建	3,348,765	2,886,638	27,899	15,267
	合計			—	—	680,469

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	2,563	888	△4	△4
		買建	8,508	—	△9	△9
店頭	通貨スワップ		34,050,575	26,099,722	△295,077	△295,077
	為替予約	売建	35,023,160	782,912	139,869	139,869
		買建	37,567,442	796,729	△130,549	△130,549
	通貨オプション	売建	13,299,501	6,528,284	△662,022	△94,615
		買建	11,548,156	5,802,501	759,103	336,748
	合計			—	—	△188,689

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	388,126	—	△25,197	△25,197
		買建	85,266	—	△2,536	△2,536
	株式指数オプション	売建	58,575	—	△3,629	825
		買建	58,462	—	3,686	△969
店頭	有価証券店頭オプション	売建	394,006	233,318	△62,078	△22,896
		買建	251,693	133,793	46,145	20,376
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	123,630	123,614	△15,398	△15,398
		金利受取・株価指数変化率支払	69,121	53,532	22,308	22,308
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	1,049	—	58	58
		買建	2,640	—	145	145
合計			—	—	△36,496	△23,284

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	622,396	138,366	△1,012	△1,012
		買建	543,498	1,923	△178	△178
	債券先物オプション	売建	320,037	—	△715	275
		買建	137,192	—	733	△525
店頭	債券店頭オプション	売建	481,983	—	△1,860	△203
		買建	419,153	—	485	△677
合計			—	—	△2,547	△2,322

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	16,993	9,476	4,488	4,488
		買建	72,885	30,249	△18,229	△18,229
	商品オプション	売建	33,408	6,237	△4,813	△1,229
		買建	20,942	7,411	2,343	636
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	386,024	296,811	39,245	39,245
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	387,659	269,294	45,447	45,447
	商品オプション	売建	317,483	198,775	△65,509	△65,108
		買建	294,237	166,096	65,278	65,211
合計			—	—	68,252	70,462

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	売建	3,458,964	3,147,410	△263,846	△263,846
		買建	4,017,392	3,464,184	325,281	325,281
	トータル・レート・オープン・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	24,962	—	△6,622	△6,622
合計			—	—	54,812	54,812

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	売建	111	14	△5	15
		買建	100	—	—	—
	地震デリバティブ	売建	8,691	8,691	30	30
		買建	8,691	8,691	△1,242	△1,242
合計			—	—	△1,216	△1,195

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1,767百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	17
	当社監査役	5
	当社執行役員	40
	子会社役員、執行役員	174
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	3,263,600
付与日	平成20年7月15日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成20年6月27日 至 平成21年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日	
権利行使価格(円)	1	
付与日における公正な評価単価(円)	923	

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1,705百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	17
	当社監査役	5
	当社執行役員	45
	子会社役員、執行役員	166
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	5,655,800
付与日	平成21年7月14日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成21年6月26日 至 平成22年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成21年7月14日 至 平成51年7月13日	
権利行使価格(円)	1	
付与日における公正な評価単価(円)	487	

(注) 株式数に換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 2,913百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① ストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	15	当社取締役	17
	当社監査役	5	当社監査役	5
	当社執行役員	39	当社執行役員	40
	子会社役員、執行役員	130	子会社役員、執行役員	174
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	普通株式	2,798,000	普通株式	3,263,600
付与日	平成19年12月6日		平成20年7月15日	
権利確定条件	退任		退任	
対象勤務期間	自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日		自 平成20年6月27日 至 平成21年6月26日	
権利行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日		自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日	

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	2,798,000	—
付与	—	3,263,600
失効	42,900	13,900
権利確定	598,300	13,900
未確定残	2,156,800	3,235,800
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	598,300	13,900
権利行使	598,300	13,900
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ)単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	930	542
付与日における公正な評価単価(円)	1,032	923

③ スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ)主な基礎数値及び見積方法

		平成20年ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	33.07%
予想残存期間	(注) 2	4年
予想配当	(注) 3	14円/株
無リスク利子率	(注) 4	1.02%

(注) 1 4年間(平成16年7月15日から平成20年7月14日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。

3 平成20年3月期の普通株配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

④ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1 同社従業員 36	同社取締役 1 同社監査役 1 同社従業員 4	同社取締役 1 同社執行役 1 同社従業員 31
株式の種類別のストック・ オプションの数 (株)(注)1、2	同社普通株式 12,861	同社普通株式 1,854	同社普通株式 4,314
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	783	513	3,642
権利確定	—	—	—
権利行使	405	342	—
失効	—	—	441
未行使残	378	171	3,201

(ロ)単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価(円) (注)1	87,700	101,145	—
付与日における公正な評価 単価(円)(注)2	—	—	—

(注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(3) 連結子会社(アコム株式会社)

① スtock・オプションの内容

	平成15年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 10 同社従業員 1,739
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 349,800
付与日	平成15年8月1日
権利確定条件	付与日(平成15年8月1日)から権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成15年8月1日 至 平成17年6月30日
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	121,510
権利確定	—
権利行使	—
失効	400
未行使残	121,110

(注) 上記はアコム株式会社が連結子会社となった平成20年12月25日以降の状況について記載しており、前連結会計年度末の残高は平成20年12月25日現在の残高を記載しております。

(ロ) 単価情報

	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,931
行使時平均株価(円)	4,940
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(4) 連結子会社(アイ・アール債権回収株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 5 同社従業員 30
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 133
付与日	平成16年10月1日
権利確定条件	上場した場合、かつ、権利確定日(上場日)において在籍していること。
対象勤務期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年8月31日
権利行使期間	自 上場日 至 平成22年8月31日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成16年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	49
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	49
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 上記はアイ・アール債権回収株式会社が連結子会社となった平成20年12月25日以降の状況について記載しており、前連結会計年度末の残高は平成20年12月25日現在の残高を記載しております。

(ロ) 単価情報

	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	67,900
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

なお、前連結会計年度において連結子会社として開示していたパレス・キャピタル・パートナーズA株式会社については、当連結会計年度において合併により連結の範囲から除外したことに伴い、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,085,617	311,761	301,542	184,061	42,130	2,925,113	—	2,925,113
(2) セグメント間の 内部経常収益	40,675	12,647	12,062	4,519	268,669	338,574	(338,574)	—
計	2,126,292	324,408	313,605	188,581	310,800	3,263,688	(338,574)	2,925,113
経常費用	1,992,669	266,794	309,142	184,116	79,629	2,832,352	(95,356)	2,736,996
経常利益	133,623	57,614	4,462	4,465	231,170	431,335	(243,217)	188,117

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金231,777百万円が含まれております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で2,493百万円減少し、経常費用は「銀行業」で7,218百万円、「その他」で2,493百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で7,218百万円増加しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で671百万円、「その他」で57,421百万円それぞれ減少し、経常費用は「銀行業」で778百万円、「その他」で57,526百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で106百万円、「その他」で105百万円それぞれ増加しております。

6 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。なお、「その他」の影響は軽微であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジットカード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,731,371	259,252	221,506	317,663	88,639	2,618,434	—	2,618,434
(2) セグメント間の 内部経常収益	55,395	14,727	11,311	6,821	114,388	202,643	(202,643)	—
計	1,786,767	273,980	232,818	324,485	203,027	2,821,078	(202,643)	2,618,434
経常費用	1,639,850	236,104	193,390	334,670	86,211	2,490,226	(104,839)	2,385,386
経常利益(△経常損失)	146,916	37,876	39,427	△10,185	116,816	330,851	(97,804)	233,047

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金95,290百万円が含まれております。

4 事業区分の方法

平成20年12月にアコム株式会社が連結子会社となり、消費者金融ファイナンス事業としての「貸金業」の重要性が高まったことに伴い、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間より、従来「その他」に含まれていた「貸金業」を区分し、「クレジットカード業」を含めた「クレジットカード・貸金業」として表示しております。

なお、当中間連結会計期間の「クレジットカード・貸金業」に含まれる「貸金業」の経常収益、経常費用及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当中間連結会計期間

経常収益 134,966百万円

経常費用 132,003百万円

経常利益 2,962百万円

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,006,533	617,339	501,634	436,999	114,951	5,677,460	—	5,677,460
(2) セグメント間の 内部経常収益	103,627	26,277	28,674	10,490	293,587	462,657	(462,657)	—
計	4,110,161	643,616	530,309	447,490	408,538	6,140,117	(462,657)	5,677,460
経常費用	4,110,416	583,547	548,234	416,530	186,386	5,845,116	(250,464)	5,594,652
経常利益(△経常損失)	△254	60,069	△17,925	30,959	222,152	295,000	(212,192)	82,807

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金231,777百万円が含まれております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で111百万円増加し、「その他」で3,452百万円減少し、経常費用は「銀行業」で1,753百万円、「証券業」で329百万円それぞれ増加し、「その他」で3,452百万円減少し、経常利益は「銀行業」で1,642百万円、「証券業」で329百万円それぞれ減少しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

5 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、売買目的有価証券に区分していた一部の債券を満期保有目的の債券及びその他有価証券の区分に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来IAS第39号によった場合と比較して、経常収益は31,146百万円、経常費用は2,053百万円、経常利益は29,093百万円それぞれ増加しておりますが、この影響は「証券業」におけるものであります。

6 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で1,322百万円、「その他」で113,442百万円それぞれ減少し、経常費用は「銀行業」で1,346百万円、「その他」で113,669百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で23百万円、「その他」で226百万円それぞれ増加しております。

7 その他有価証券に係る時価の算定方法

(追加情報)

国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用は「銀行業」で131,171百万円減少し、経常利益は「銀行業」で同額増加しております。

8 スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し

平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、経常収益は「証券業」で3,488百万円減少し、経常費用は「その他」で16,078百万円減少し、経常利益は「証券業」で3,488百万円減少し、「その他」で16,078百万円増加しております。

9 事業区分の方法

平成20年12月にアコム株式会社が連結子会社となり、コンシューマーファイナンス事業としての「貸金業」の重要性が高まったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「貸金業」を区分し、「クレジットカード業」を含めた「クレジットカード・貸金業」として表示しております。

なお、当連結会計年度の「クレジットカード・貸金業」に含まれる「貸金業」の経常収益、経常費用および経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度
経常収益	69,577百万円
経常費用	53,247百万円
経常利益	16,330百万円

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,059,157	360,559	6,396	317,259	181,741	2,925,113	—	2,925,113
(2) セグメント間の 内部経常収益	74,476	20,669	68,132	58,431	25,145	246,854	(246,854)	—
計	2,133,633	381,228	74,528	375,690	206,886	3,171,968	(246,854)	2,925,113
経常費用	2,071,979	357,392	47,085	358,198	151,741	2,986,397	(249,401)	2,736,996
経常利益	61,654	23,835	27,443	17,491	55,145	185,571	2,546	188,117

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で2,494百万円減少し、経常費用は「北米」で1,003百万円増加し、「欧州・中近東」で2,176百万円、「アジア・オセアニア」で8,539百万円それぞれ減少し、経常利益は「北米」で1,003百万円、「欧州・中近東」で318百万円それぞれ減少し、「アジア・オセアニア」で8,539百万円増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は58,083百万円減少、経常費用は58,295百万円減少、経常利益は212百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間に変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「欧州・中近東」で30百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。なお、「北米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,004,671	291,732	6,289	168,472	147,268	2,618,434	—	2,618,434
(2) セグメント間の 内部経常収益	41,056	19,134	51,255	23,589	18,580	153,616	(153,616)	—
計	2,045,727	310,866	57,545	192,062	165,848	2,772,051	(153,616)	2,618,434
経常費用	1,912,580	337,650	24,250	148,189	116,041	2,538,711	(153,324)	2,385,386
経常利益(△経常損失)	133,147	△26,783	33,295	43,873	49,806	233,339	(292)	233,047

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,082,841	693,744	8,759	563,701	328,413	5,677,460	—	5,677,460
(2) セグメント間の 内部経常収益	157,577	40,450	120,576	99,983	43,019	461,607	(461,607)	—
計	4,240,419	734,194	129,335	663,685	371,433	6,139,068	(461,607)	5,677,460
経常費用	4,419,728	674,447	78,249	593,240	284,706	6,050,372	(455,719)	5,594,652
経常利益(△経常損失)	△179,309	59,747	51,086	70,444	86,726	88,695	(5,888)	82,807

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「北米」で362百万円、「欧州・中近東」で2,977百万円それぞれ減少し、経常費用は「北米」で1,629百万円増加し、「欧州・中近東」で2,998百万円減少し、経常利益は「北米」で1,992百万円減少し、「欧州・中近東」で20百万円増加しております。

4 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、売買目的有価証券に区分していた一部の債券を満期保有目的の債券及びその他有価証券の区分に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来IAS第39号によった場合と比較して、経常収益は31,146百万円、経常費用は2,053百万円、経常利益は29,093百万円それぞれ増加しておりますが、この影響は「欧州・中近東」におけるものであります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は114,746百万円減少、経常費用は114,996百万円減少、経常利益は250百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

6 その他有価証券に係る時価の算定方法

(追加情報)

国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用は「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ減少し、経常利益は「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ増加しております。

7 スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し

平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、経常費用は12,589百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	865,956
II 連結経常収益	2,925,113
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	29.6

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	613,763
II 連結経常収益	2,618,434
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	23.4

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,594,618
II 連結経常収益	5,677,460
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.0

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

共通支配下の取引等

(当社と三菱UFJニコス株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

② 企業結合の法的形式

株式交換

③ 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び負ののれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価 198,936百万円

(内訳)

自己株式 198,821百万円

取得に直接要した支出額 115百万円

計 198,936百万円

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 197,989,554株

評価額 286,391百万円

③ 発生したのれん及び負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん、及び負ののれん

のれん 98,360百万円

負ののれん 38,419百万円

(ロ) 発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ) 償却方法及び償却期間

のれん 20年間で均等償却

負ののれん 20年間で均等償却

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(当社と三菱UFJニコス株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

② 企業結合の法的形式 株式交換

③ 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、(イ)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、(ロ)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、(ハ)銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、(ニ)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び負ののれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価	198,936百万円
(内訳)	
自己株式	198,821百万円
取得に直接要した支出額	115百万円
計	198,936百万円

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	197,989,554株
評価額	286,391百万円

③ 発生したのれん及び負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん及び負ののれん

のれん	98,360百万円
負ののれん	38,419百万円

(ロ) 発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ) 償却方法及び償却期間

のれん	20年間で均等償却
負ののれん	20年間で均等償却

(アコム株式会社の子会社化)

当社は、平成20年9月8日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成20年9月16日から平成20年10月21日まで実施し、同社の株式38,140,009株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及び当社の連結子会社が保有するアコムの普通株式に係る議決権の合計の、アコムの総株主の議決権に占める保有比率は、40.04%となりました。

その後、アコムを当社の連結子会社とするべく必要な手続きを進め、平成20年12月25日に当該手続きが完了したため、アコムは当社の連結子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

- ① 被取得企業の名称 アコム株式会社
- ② 事業の内容
 ローン事業、総合あっせん事業(クレジットカード事業)、信用保証事業
- ③ 企業結合を行った主な理由
 アコムを当社グループにおける消費者金融事業の中核企業とし、当社グループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の更なる発展を図るため
- ④ 企業結合日 平成20年12月25日
- ⑤ 企業結合の法的形式 株式公開買付けによる株式取得等による子会社化
- ⑥ 取得した議決権比率 24.27%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価	152,757百万円
(内訳)	
株式取得代価	152,560百万円
取得に直接要した支出額	197百万円
<hr/>	
計	152,757百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん金額 29,006百万円
- ② 発生原因
 被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。
- ③ 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

- ① 資産の額 資産合計 1,767,244百万円
 うち貸出金 1,340,041百万円
- ② 負債の額 負債合計 1,269,255百万円
 うち借入金 586,818百万円
 うち社債 253,952百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

経常収益	245,919百万円
経常利益	55,775百万円
当期純利益	8,038百万円

概算額は、企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、当期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものと、償却額を算定しております。

なお、影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

(ユニオンバンク・コーポレーションの完全子会社化)

当社の国内銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年8月29日から平成20年9月26日まで(いずれも米国東部時間)、ユニオンバンク・コーポレーション(UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当社が三菱東京UFJ銀行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付けを実施し、その後、平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは三菱東京UFJ銀行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、三菱東京UFJ銀行の完全子会社となりました。

(1) 結合当事企業の名称、事業の内容、完全子会社化を行った主な理由、完全子会社化の法的形式及び取得した議決権比率

① 結合当事企業の名称 UnionBanCal Corporation

② 事業の内容 銀行持株会社

③ 完全子会社化を行った主な理由

海外事業強化は三菱東京UFJ銀行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオンバンク(Union Bank, N.A)を有しております。

かかる状況下、三菱東京UFJ銀行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

④ 完全子会社化の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式等

⑤ 取得した議決権比率 35.59%

(2) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価 389,310百万円

(内訳)

株式取得代価 387,918百万円

取得に直接要した支出額 1,391百万円

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ)発生したのれんの金額 221,605百万円

(ロ)発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ)償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 663円9銭	1株当たり純資産額 621円44銭	1株当たり純資産額 528円66銭
1株当たり中間純利益金額 8円46銭	1株当たり中間純利益金額 11円8銭	1株当たり当期純損失金額 25円4銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 8円41銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 11円8銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。
(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
1株当たり中間純利益金額 中間純利益 92,023百万円 普通株主に帰属しない金額 3,690百万円 うち優先配当額 3,690百万円 普通株式に係る中間純利益 88,332百万円 普通株式の中間期中平均株式数 10,437,400千株	1株当たり中間純利益金額 中間純利益 140,948百万円 普通株主に帰属しない金額 11,970百万円 うち優先配当額 11,970百万円 普通株式に係る中間純利益 128,978百万円 普通株式の中間期中平均株式数 11,639,665千株	1株当たり当期純損失金額 当期純損失 256,952百万円 普通株主に帰属しない金額 14,028百万円 うち優先配当額 14,028百万円 普通株式に係る当期純損失 270,980百万円 普通株式の期中平均株式数 10,819,817千株
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 63百万円 うち優先配当額 64百万円 うち連結子会社の潜在株式による調整額 △1百万円 普通株式増加数 66,885千株 うち優先株式 63,087千株 うち新株予約権 3,797千株	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 △0百万円 うち優先配当額 0百万円 うち連結子会社等の潜在株式による調整額 △0百万円 普通株式増加数 519千株 うち優先株式 1千株 うち新株予約権 518千株	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式等の概要</p> <p>第一回第三種優先株式 (発行済株式総数100,000千株)</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・20年9月末現在個数 1,214個</p> <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 ① 新株引受権(成功報酬型ワラント) ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・20年9月末現在個数 375個</p> <p>② 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・20年9月末現在個数 245個</p> <p>パレス・キャピタル・パートナーズA株式会社 ① 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 1円 ・当初付与個数 1,450個 ・20年9月末現在個数 1,450個</p>	<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年9月末現在個数 1,067個</p> <p>アコム株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成21年9月末現在個数 12,031個</p> <p>アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成21年9月末現在個数 39個</p> <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成21年9月末現在個数 375個</p>	<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>第十一種優先株式 (発行済株式数1千株) 新株予約権(ストック・オプション) 2種類 これらの概要は、「株式等の状況」に記載の通りであります。</p> <p>連結子会社の発行する優先株式 株式会社泉州銀行 第一回優先株式 (発行済株式数7,530千株)</p> <p>持分法適用関連会社の発行する優先株式 株式会社岐阜銀行 第一回第1種優先株式 (発行済株式数30,000千株) 第一回第4種優先株式 (発行済株式数5,000千株)</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年12月31日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 15,000円 ・当初付与個数 4,287個 ・平成21年3月末現在個数 126個</p> <p>平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年4月30日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 22,366円 ・当初付与個数 618個 ・平成21年3月末現在個数 57個</p> <p>平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年3月末現在個数 1,067個</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>② 新株予約権(ストック・オプション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成19年9月1日 ・行使期限 平成24年8月31日 ・権利行使価格 99,972円 ・当初付与個数 1,130個 ・20年9月末現在個数 1,130個 	<p>平成14年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成21年9月末現在個数 245個 	<p>アコム株式会社 平成15年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成21年3月末現在個数 12,111個 <p>アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成21年3月末現在個数 49個 <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成21年3月末現在個数 375個 <p>平成14年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成21年3月末現在個数 245個

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>パレス・キャピタル・パートナーズA株式会社 平成21年1月1日付けで連結の範囲から除外しているため新株予約権の種類および数は記載しておりません。 なお、同日付けで株式会社フーズネットへ商号を変更しております。</p> <p>持分法適用関連会社の発行する新株予約権 Kim Eng Securities (Thailand) Public Company Limited 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成18年2月22日 ・行使期限 平成22年2月22日 ・権利行使価格 7パーツ ・当初付与個数 27,250,000個 ・平成20年12月末現在個数 5,457,200個</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 9,042,604百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 1,995,762百万円 うち優先株式 261,301百万円 うち優先配当額 3,690百万円 うち新株予約権 3,674百万円 うち少数株主持分 1,727,096百万円 普通株式に係る 中間期末の純資産額 7,046,842百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 10,627,246千株</p>	<p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 9,945,632百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 2,711,976百万円 うち優先株式 640,001百万円 うち優先配当額 11,970百万円 うち新株予約権 5,429百万円 うち少数株主持分 2,054,575百万円 普通株式に係る 中間期末の純資産額 7,233,655百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 11,640,109千株</p>	<p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 8,570,641百万円 純資産の部の合計額から控除する金額 2,417,362百万円 うち優先株式 640,001百万円 うち優先配当額 10,337百万円 うち新株予約権 4,650百万円 うち少数株主持分 1,762,372百万円 普通株式に係る 年度末の純資産額 6,153,279百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 11,639,199千株</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(公開買付けによるユニオンバンカ ル・コーポレーション株式の取得及 び完全子会社化の完了) 当社の連結子会社である株式会社 三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京 UFJ銀行」という)は、平成20年8 月12日開催の取締役会において、三 菱東京UFJ銀行の連結子会社でニ ューヨーク証券取引所に上場してい るユニオンバンカ ル・コーポレーシ ョン(UnionBanCal Corporation、以 下「UNBC」という)の発行済普通 株式の全て(ただし、当社が三菱東京 UFJ銀行及びその他の連結子会社 を通じて保有する株式を除く)を対象 とした米国における公開買付け(以下 「本公開買付け」という)を実施し、 その後UNBCを完全子会社化する ことを決議いたしました。 本公開買付けの結果、三菱東京UF J銀行は下記のとおりUNBCの 普通株式を取得いたしました。 買付期間 平成20年8月29日から平成20年 9月26日まで なお、買付けた普通株式は平成 20年10月1日より決済を行い、 持分の増加を認識しております。 (いずれも米国東部時間) 買付株数 46,113,521株 買付後の議決権比率 97.35% 買付価格 1株当たり73ドル50セント 取得価額総額 3,389百万ドル(360,310百万円) なお、取得に直接要した支出額 は現時点では未確定であるた め、取得価額総額に含めており ません。 (1) 本公開買付け及び完全子会社化 の目的 海外事業強化は三菱東京UFJ 銀行の戦略の大きな柱であり、と りわけ高い成長が期待されるアジ アと、欧米の主要金融市場での業 務拡大に取り組んでおります。 このうち、米国ではニューヨー クをはじめとする主要都市に支 店、現地法人の形態で事業展開を 行う一方、西海岸では1996年以 来、UNBCの議決権の過半数を 保有しております。UNBCは傘 下に100%子会社として、米国カリ フォルニア州をベースとし、預金 残高で全米第20位の商業銀行、 ユニオン・バンク・オブ・カリフ ォルニア(Union Bank of Califor nia N.A.)を有しております。 かかる状況下、三菱東京UFJ 銀行では米国戦略強化の一環とし</p>	<p>(新株式発行に係る発行登録) 当社は、平成21年11月18日開催の 取締役会において、新株式発行につ いて発行登録を行うことを以下のと おり決議し、同日付で発行登録書を 関東財務局長に提出いたしました。 1. 募集有価証券の種類 当社普通株式 2. 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から 1年を経過する日まで (平成21年11月26日～平成22年11 月25日) 3. 募集方法 一般募集 4. 発行予定額 1兆円を上限とします。 5. 調達資金の用途 将来の新株式発行による調達資 金は、一般運転資金に充当する予 定であります。 6. 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは 三菱UFJ証券株式会社(東京都千 代田区丸の内二丁目4番1号)、モ ルガン・スタンレー証券株式会社 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3 号)、野村証券株式会社(東京都中 央区日本橋一丁目9番1号)、JP モルガン証券株式会社(東京都千代 田区丸の内二丁目7番3号)および 大和証券エスエムビーシー株式会 社(東京都千代田区丸の内一丁目9 番1号)を予定しております。 (注) 大和証券エスエムビーシー 株式会社は平成22年1月1 日付をもって、大和証券キャ ピタル・マーケット株式 会社に商号を変更する予定 です。 (モルガン・スタンレーとの日本にお ける証券会社の統合) 当社は、モルガン・スタンレーと のグローバルな戦略的アライアンス の一環として、平成21年3月26日付 で覚書を締結いたしました三菱UF J証券株式会社(以下「三菱UFJ証 券」という。)とモルガン・スタン レー証券株式会社(以下「モルガン・ス タンレー証券」という。)の統合に関 し、平成21年11月18日開催の取締 役会において、統合形態および実施 予定日について一部変更を決議いた しました。 1. 統合形態 昨今のグローバルな金融規制環 境の動向等を踏まえ、当社とモ ルガン・スタンレーの日本におけ る証券事業の統合形態を以下のよ うに共同出資による2社体制とし、 両社のネットワークと顧客基盤等</p>	<p>(優先出資証券の償還) 当社は、平成21年5月28日開催 の取締役会において、当社の子会社 である海外特別目的会社の発行した 優先出資証券について、全額償還さ れることを承認する決議をいたしま した。 償還される優先出資証券の概要は 以下のとおりです。なお、償還予定 日は平成21年7月27日です。 発行体 Sanwa Capital Finance 2 Limited 証券の種類 非累積型・変動配当・優先出 資証券 本優先出資証券の所有者は、 当社の発行する残余財産分配 の順位が最も優先する優先株 式と実質的に同順位の残余財 産分配請求優先権を有する 償還期限 永久 ただし、平成21年7月以降の 配当支払日に、発行体はその 裁量により、本優先出資証券 の全部又は一部を償還するこ とができる 配当 非累積型・変動配当 発行総額 1,300億円 払込日 平成11年3月25日 償還対象総 額 1,300億円 償還金額 1証券につき1,000万円(払込 金額相当額) (優先出資証券発行に係わる特別目 的子会社の設立) 当社は、平成21年5月28日開催 の取締役会において、将来の資本政策 の柔軟性を高めるために、優先出資 証券の発行を目的として、ケイマン 諸島に当社の100%出資子会社MUF G Capital Finance 9 Limitedを設立 することを決議いたしました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
<p>てUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>① UNBCの概要</p> <p>商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル(平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株(平成20年9月30日現在)</p> <p>② 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化 平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは三菱東京UFJ銀行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、三菱東京UFJ銀行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>③ なお、本公開買付け等に伴う三菱東京UFJ銀行持分比率の増加により、当社の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p> <p>(公開買付けによるアコム株式会社株式の取得) 当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、同事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日開催の取締役会においてアコムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しております。</p>	<p>を活用した統合効果を最大限発揮できる形態といたします。</p> <p>(1) 三菱UFJ証券の事業と、モルガン・スタンレー証券の事業のうちインベストメントバンキング部門を統合し、社名を「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」といたします。同社の概要は以下のとおりです。</p> <p>会社名(商号): (和文) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (英文) Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.</p> <p>出資比率: 当社:モルガン・スタンレー=60%:40%(議決権ベース)</p> <p>主要役員: 代表取締役は5名とする。 会長(Chairman)はモルガン・スタンレーが指名し、社長(President & CEO)は当社が指名。 また、副社長兼リテール/ミドルマーケット部門長(Deputy President & CEO of Retail/Middle Markets)並びに副社長兼セールスアンドトレーディング部門長(Deputy President & CEO of Sales and Trading)は当社が指名し、副社長兼インベストメントバンキング部門長(Deputy President & CEO of Investment Banking)はモルガン・スタンレーが指名(以上、呼称はいずれも仮称)。</p> <p>(2) モルガン・スタンレー証券におけるセールスアンドトレーディング部門を中心とした、インベストメントバンキング部門以外の事業は、「モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社」といたします。同社の概要は以下のとおりです。</p> <p>会社名(商号): (和文) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 (英文) Morgan Stanley MUF G Securities Co., Ltd.</p> <p>出資比率: モルガン・スタンレー:当社=51%:49%(議決権ベース)</p> <p>主要役員: 会長(Chairman)は当社が指名し、社長(President & CEO)はモルガン・スタンレーが指名。</p>	<p>今回発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。</p> <table border="1" data-bbox="1007 320 1410 925"> <tr> <td data-bbox="1007 320 1129 454">発行体</td> <td data-bbox="1129 320 1410 454">MUF G Capital Finance 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 454 1129 544">証券の種類</td> <td data-bbox="1129 454 1410 544">円建 配当金非累積型永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 544 1129 577">発行総額</td> <td data-bbox="1129 544 1410 577">未定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 577 1129 611">配当率</td> <td data-bbox="1129 577 1410 611">未定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 611 1129 645">資金使途</td> <td data-bbox="1129 611 1410 645">一般運転資金に充当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 645 1129 790">優先順位</td> <td data-bbox="1129 645 1410 790">本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 790 1129 835">発行形態</td> <td data-bbox="1129 790 1410 835">国内私募(適格機関投資家限定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 835 1129 925">引受金融商品取引業者</td> <td data-bbox="1129 835 1410 925">三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社</td> </tr> </table> <p>(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。</p>	発行体	MUF G Capital Finance 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を100%所有する特別目的子会社	証券の種類	円建 配当金非累積型永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません	発行総額	未定	配当率	未定	資金使途	一般運転資金に充当	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位	発行形態	国内私募(適格機関投資家限定)	引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社
発行体	MUF G Capital Finance 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を100%所有する特別目的子会社																	
証券の種類	円建 配当金非累積型永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません																	
発行総額	未定																	
配当率	未定																	
資金使途	一般運転資金に充当																	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位																	
発行形態	国内私募(適格機関投資家限定)																	
引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社																	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムの普通株式を取得いたしました。</p> <p>1. 買付け等の結果</p> <p>買付期間 平成20年9月16日から 平成20年10月21日まで</p> <p>買付株数 38,140,009株</p> <p>買付後の議決権比率 40.04%(単体の議決権比率は 37.45%)</p> <p>買付価格 1株当たり4,000円</p> <p>取得価額総額 152,971百万円</p> <p>アコムの規模等 (平成20年3月期 連結)</p> <p>営業収益 379,706百万円 経常利益 83,120百万円 当期純利益 35,406百万円 総資産額 1,861,505百万円 純資産額 472,144百万円</p> <p>2. 株式の取得時期 平成20年10月28日(公開買付け の決済の開始日)</p> <p>なお、同社又は同社の子会社が現 に行っている事業のうち、銀行法等 の規定等が定める制限により当社の 連結子会社として行うことが許容さ れない事業を、同社又は同社の子会 社が行っていない状態が実現された 場合に、同社の「重要な財務及び営 業又は事業の方針の決定に関する事 項」に係る当社との合意が発効さ れ、同社は当社の連結子会社となる 予定です。</p> <p>また、本公開買付けに伴う当社持 分比率の増加により、当社の連結財 務諸表上、のれんが発生する見込み であります。その金額は現時点で は未定であります。</p> <p>(モルガン・スタンレーへの出資に ついて)</p> <p>当社は、平成20年10月13日開催の 取締役会において、お互いを戦略的 パートナーとして位置付けることを 目的として同社に対し90億米ドルを 出資し、以下の内容にて同社の潜在 的議決権(完全希薄化後の普通株式 出資比率)の20.9%を取得するこ とを決議し、同日取得いたしました。</p> <p>1. 出資形態の概要</p> <p>(1) 転換型優先株式 株式数 7,839,209株</p> <p>取得価額総額 7,839,209千米ドル(806,027 百万円)</p> <p>なお、取得に直接要した支 出額は現時点では未確定で あるため、取得価額総額に 含めておりません。</p> <p>年間配当利回り 10%</p>	<p>なお、同社の経済的出資持分 (economic interest)は、当社とモ ルガン・スタンレーで60%：40% といたします。</p> <p>2. 実施予定日 統合形態の一部変更による影響 も勘案し、上記共同出資会社2社 の発足は、当局の認可を前提に、 平成22年5月中を目指し準備を進 めてまいります。</p> <p>なお、当社の連結財務諸表上の 影響は、現時点では未定でありま す。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>議決権の有無 無</p> <p>転換価格 25.25米ドル</p> <p>強制転換条項 発行日より1年経過後、モルガン・スタンレーの普通株式株価が取引日数30日のうち20日以上転換価格の150%を上回った場合、優先株式の50%が普通株式に転換される。また、発行日より2年経過後は、株主の承認を前提として、同様の条件で残りの優先株式が全て普通株式に転換される。</p> <p>(2) 償還型優先株式 株式数 1,160,791株</p> <p>取得価額総額 1,160,791千米ドル(119,352百万円) なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>年間配当利回り 10%</p> <p>議決権の有無 無</p> <p>償還条項 発行日より3年経過後以降、額面の110%で償還する権利をモルガン・スタンレーが有する。</p> <p>2. モルガン・スタンレーの概要 商号 Morgan Stanley</p> <p>主な事業内容 証券業</p> <p>規模等 (平成19年11月期 連結) 総収入 85,328百万米ドル 純利益 3,209百万米ドル 総資産 1,045,409百万米ドル 株主資本 31,269百万米ドル</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>(第三者割当による優先株式発行) 当社は、平成20年10月27日開催の取締役会において、資本増強の実施により財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目指すことを目的とした、第三者割当による優先株式の発行を行うことについて決議し、平成20年11月17日に発行いたしました。</p> <p>1. 優先株式の内容</p> <p>(1) 株式の種類及び数 第1回第五種優先株式 156,000,000株</p> <p>(2) 払込金額 1株につき2,500円</p> <p>(3) 払込金額の総額 390,000百万円</p> <p>(4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額195,000百万円(1株につき1,250円) 増加する資本準備金の額195,000百万円(1株につき1,250円)</p> <p>(5) 優先配当金 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(6) 取得条項 当社は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>なお、本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。</p> <p>2. 割当先および割当株式数</p> <table border="0" data-bbox="188 1668 619 2016"> <thead> <tr> <th>割当先</th> <th>割当株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>太陽生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>大同生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>日本興亜損害保険株式会社</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>あいおい損害保険株式会社</td> <td>4,000,000株</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156,000,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金使途 一般事業資金に充当</p>	割当先	割当株式数	日本生命保険相互会社	40,000,000株	明治安田生命保険相互会社	40,000,000株	太陽生命保険株式会社	20,000,000株	大同生命保険株式会社	20,000,000株	東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株	日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株	あいおい損害保険株式会社	4,000,000株	合計	156,000,000株		
割当先	割当株式数																			
日本生命保険相互会社	40,000,000株																			
明治安田生命保険相互会社	40,000,000株																			
太陽生命保険株式会社	20,000,000株																			
大同生命保険株式会社	20,000,000株																			
東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株																			
日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株																			
あいおい損害保険株式会社	4,000,000株																			
合計	156,000,000株																			

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(新株式発行および自己株式の処分等による株式売出し)</p> <p>当社は、平成20年11月18日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しに関し、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 募集による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 634,800,000株</p> <p>① 国内一般募集および海外市場の募集における引受会社の引受の対象株式：569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市場334,900,000株)</p> <p>② 米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式：65,100,000株(上限)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成20年12月8日から平成20年12月10日の間のいずれかの日)に決定する。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 募集方法</p> <p>① 国内一般募集 野村証券株式会社(以下「当初買取引受会社」という)が全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という)および野村証券株式会社を代表引受会社とする引受団(以下「国内引受会社」という)が一般募集の取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>② 海外市場における募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国募集：米国およびカナダにおける募集のため、米国引受会社(Morgan Stanley & Co. Incorporated, J.P. Morgan Securities Inc. および Nomura Securities International Inc. を共同主幹事引受会社とする引受人)に134,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、26,000,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 ・国際募集：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における募集のため、国際引受会社(Morgan Stanley & Co. International plc, J.P. Morgan Securities Ltd. および Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする引受人)に200,900,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、39,100,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 <p>③ 募集株式数の内訳</p> <p>国内募集、米国募集および国際募集の各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>④ ジョイント・グローバル・コーディネーター</p> <p>モルガン・スタンレー証券株式会社および野村証券株式会社</p> <p>⑤ コ・グローバル・コーディネーター</p> <p>三菱UFJ証券およびJPモルガン証券株式会社</p> <p>⑥ 発行価格</p> <p>上記①および②記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>⑦ 引受手数料</p> <p>当社は引受手数料は支払わず、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(5) 申込期間(国内)</p> <p>発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> <p>(6) 払込期日</p> <p>平成20年12月15日から平成20年12月17日までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 資金使途 下記2. 記載の「自己株式の処分による株式売出し」および下記4. 記載の「第三者割当による新株式発行」の差引手取概算額と合わせ、その全額を一般事業資金に充当する予定である。</p> <p>2. 自己株式の処分による株式売出し</p> <p>(1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000株 (国内200,000,000株、海外市場100,000,000株)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 処分方法</p> <p>① 引受人の引受による国内売出し 当初買取引受会社が全株式について買取引受けし、国内引受会社が売出しの取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>② 海外市場における売出し ・米国売出し：米国およびカナダにおける売出しのため、米国引受会社に40,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。 ・国際売出し：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における売出しのため、国際引受会社に60,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。</p> <p>③ 処分株式数の内訳 上記「処分株式の種類および数」記載の各売出し間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>④ 売出価格 上記①および②記載の各売出しにおける売出価格は、上記1.(4)⑥記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の終値に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記1.(4)⑥記載の一般募集における発行価格と同一とする。</p> <p>⑤ 引受手数料 当社は引受手数料は支払わず売出価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(4) 申込期間(国内) 上記1.(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(5) 払込期日 上記1.(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 平成20年12月16日から平成20年12月18日までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)</p> <p>(1) 売出株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株(上限) 需要状況等により減少し、または全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。</p> <p>(2) 売出人 野村証券株式会社</p> <p>(3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記2.(3)④記載の自己株式の処分による株式売出しにおける売出価格と同一とする。)</p> <p>(4) 売出方法 国内一般募集および引受人の引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借り入れる当社普通株式の売出しを行う。</p> <p>(5) 申込期間 上記2.(4)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 上記2.(6)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける受渡期日と同一とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>4. 第三者割当による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 割当先 野村証券株式会社</p> <p>(5) 申込期間 平成21年1月13日</p> <p>(6) 払込期日 平成21年1月14日</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。</p>		

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し)</p> <p>平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、「その他の経常費用」の額と「資本金」及び「資本剰余金」の合計額は、それぞれ12,589百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p> <p>なお、連結子会社に対する事実上の引受手数料3,488百万円は、連結財務諸表上の「役員取引等収益」から消去し、「資本剰余金」として処理しております。</p>

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	1,487,113	1,282,791
資金運用収益	923,619	730,436
(うち貸出金利息)	570,076	482,113
(うち有価証券利息配当金)	196,996	159,536
信託報酬	34,721	28,058
役務取引等収益	309,731	298,278
特定取引収益	79,273	83,131
その他業務収益	68,823	87,871
その他経常収益	※1 70,943	※1 55,015
経常費用	1,395,859	1,186,073
資金調達費用	423,302	170,569
(うち預金利息)	181,905	81,489
役務取引等費用	43,999	38,451
特定取引費用	△ 1,689	-
その他業務費用	55,495	79,043
営業経費	524,160	545,613
その他経常費用	※2 350,590	※2 352,394
経常利益	91,253	96,718
特別利益	44,350	21,931
固定資産処分益	6,159	5,316
償却債権取立益	6,773	12,468
金融商品取引責任準備金取崩額	△ 0	△ 2
子会社株式売却益	32,814	-
偶発損失引当金戻入益	△ 1,396	-
投資損失引当金戻入益	-	5,026
その他の特別利益	-	△ 877
特別損失	53,254	43,541
固定資産処分損	4,409	7,663
減損損失	1,383	5,643
システム統合に係る費用	47,198	-
子会社における構造改革損失引当金繰入額	197	-
リース会計基準の適用に伴う影響額	65	-
のれん償却額	-	※3 27,918
その他の特別損失	-	2,315
税金等調整前四半期純利益	82,349	75,108
法人税、住民税及び事業税	31,238	32,793
法人税等還付税額	-	△ 16,090
法人税等調整額	△ 12,503	△ 20,657
法人税等合計	18,735	△ 3,954
少数株主利益	22,787	14,055
四半期純利益	40,827	65,007

<p>前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益52,356百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額79,783百万円、貸出金償却114,262百万円及び株式等償却116,561百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益38,988百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額151,539百万円、貸出金償却92,717百万円を含んでおります。</p> <p>※3 のれん償却額は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>

独立監査人の中間監査報告書受領日から四半期報告書提出日までの間に、次の重要な後発事象が発生しております。

(2) 新株式発行および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げ

当社は、平成21年11月30日開催の取締役会において、新株式発行および当社株式の売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関し、以下のとおり決議しました。

本増資は、新しいグローバルな規制環境・競争環境の変化を踏まえ、国内外における安定的な資金供給・金融仲介機能を通じて実体経済に貢献し続けていくための強固な財務基盤を確保することを目的としています。

① 募集による新株式発行（一般募集）

(i) 募集株式の種類および数

下記(ア)および(イ)の合計による当社普通株式2,337,000,000株

(ア) 下記(iv)(ア)および(イ)記載の各募集における国内当初買取引受会社および海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式2,174,000,000株

(イ) 下記(iv)(イ)記載の海外当初買取引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式163,000,000株

(ii) 払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年12月14日（月）から平成21年12月16日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

(iii) 増加する資本金の額および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

(iv) 募集方法

(ア) 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とする。野村證券株式会社（以下「国内当初買取引受会社」という。）が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社、野村證券株式会社および大和証券エスエムビーシー株式会社を代表引受会社とする引受団（国内当初買取引受会社を含み、以下「国内引受会社」という。）が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。

(イ) 海外募集

海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）のため、Morgan Stanley & Co. International plc（以下「海外当初買取引受会社」という。）が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Mitsubishi UFJ Securities

International plc、およびJ.P.Morgan Securities Ltd.を共同主幹事引受会社（ジョイント・ブックランナー）とする引受人（以下「海外引受会社」という。）が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受ける。また、海外当初買取引受会社に対して上記(i)(イ)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

(ウ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集については、国内一般募集1,087,000,000株および海外募集1,250,000,000株（上記(i)(ア)記載の引受けの対象株式1,087,000,000株および上記(i)(イ)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式163,000,000株）を目標とするが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

(エ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集および後記「②当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」(iv)記載の売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターモルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、野村証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社

(オ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

(カ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集における引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、国内一般募集における発行価格と国内当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は国内当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、海外募集における発行価格と海外当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は海外当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は海外引受会社の引受手数料として各海外引受会社に分配される。

(v) 申込期間（国内）

発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

(vi) 払込期日

平成21年12月21日（月）から平成21年12月24日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 資金使途

一般募集の差引手取概算額については、後記「③第三者割当による新株式発行」記載の要領による第三者割当による新株式発行の差引手取概算額と合わせた差引手取概算額合計に一般募集および当該第三者割当による新株式発行の発行諸費用の概算額合計相当分の当社の自己資金を加えた総額（一般募集および当該第三者割当による新株式発行の払込金額の総額の合計と同額）を一般運転資金に充当する予定である。

(ix) 払込金額、発行価格、増加する資本金および資本準備金の額その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(x) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

② 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(i) 売出株式の種類および数

当社普通株式 163,000,000株

なお、上記株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

(ii) 売出人

野村証券株式会社

(iii) 売出価格

未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(iv)(オ)記載の一般募集における発行価格と同一とする。）

(iv) 売出方法

国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。

(v) 申込期間

前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(v)記載の一般募集における申込期間（国内）と同一とする。

(vi) 受渡期日

前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(vi)記載の一般募集における払込期日の翌営業日とする。

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(ix) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

③ 第三者割当による新株式発行

(i) 募集株式の種類および数

当社普通株式 163,000,000株

(ii) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「①募集による新株式発行（一般募集）」

(ii)記載の一般募集における払込金額と同一とする。

(iii) 増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

(iv) 割当先

野村証券株式会社

(v) 申込期間

平成21年12月24日（木）

(vi) 払込期日

平成21年12月25日（金）

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 上記(v)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

(ix) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(x) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

④ 新株式の発行に係る発行登録の取下げ

(i) 取下げに係る発行登録の概要

(ア) 提出日

平成21年11月18日

(イ) 募集有価証券の種類

当社普通株式

(ウ) 発行予定期間

発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで（平成21年11月26日～平成22年11月25日）

(エ) 発行予定額

1兆円

(ii) 発行登録による新株式の発行実績

なし

(iii) 発行登録の取下げ理由

発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	6,650	91,638	33,602
有価証券	93,700	—	—
未収入金	50,756	24,200	52,191
その他	30,465	45,404	50,497
流動資産合計	181,572	161,243	136,291
固定資産			
有形固定資産	※1 234	※1 280	※1 255
無形固定資産	998	1,337	1,066
投資その他の資産	7,867,696	9,944,292	9,691,665
投資有価証券	—	886,142	886,634
関係会社株式	7,869,281	9,059,633	8,806,543
その他	148	250	221
投資損失引当金	△1,733	△1,733	△1,733
固定資産合計	7,868,929	9,945,910	9,692,987
資産合計	8,050,502	10,107,154	9,829,278
負債の部			
流動負債			
短期借入金	28,600	1,002,648	1,032,670
1年内償還予定の社債	120,000	200,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	—	257,252	12,800
リース債務	8	46	11
未払金	1,656	1,058	1,372
未払法人税等	23	325	400
引当金	328	307	299
その他	2,188	7,071	22,074
流動負債合計	152,805	1,468,709	1,169,628
固定負債			
社債	330,000	※3 510,500	230,000
長期借入金	567,731	※2 463,110	※2 707,573
リース債務	35	173	39
その他	4,958	14,019	4,729
固定負債合計	902,725	987,802	942,342
負債合計	1,055,530	2,456,512	2,111,971

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,383,052	1,620,896	1,620,896
資本剰余金			
資本準備金	1,383,070	1,620,914	1,620,914
その他資本剰余金	2,110,019	2,109,937	2,109,970
資本剰余金合計	3,493,089	3,730,851	3,730,884
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,280,463	2,129,702	2,211,855
利益剰余金合計	2,430,463	2,279,702	2,361,855
自己株式	△315,196	△31	△979
株主資本合計	6,991,409	7,631,419	7,712,656
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	—	13,794	—
評価・換算差額等合計	—	13,794	—
新株予約権	3,562	5,429	4,650
純資産合計	6,994,971	7,650,642	7,717,307
負債純資産合計	8,050,502	10,107,154	9,829,278

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業収益	247,861	143,203	301,328
営業費用	※5 7,979	※5 8,632	※5 16,221
営業利益	239,882	134,571	285,107
営業外収益	※1 432	※1 5,917	※1 2,005
営業外費用	※2 8,907	※2 23,649	※2 42,801
経常利益	231,407	116,839	244,311
特別利益	※3 32,487	※3 563	※3 32,487
特別損失	—	※4 126,459	※4 714
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	263,895	△9,056	276,084
法人税、住民税及び事業税	142	4,231	2,214
法人税等調整額	△27,350	919	△26,118
法人税等合計	△27,208	5,151	△23,903
中間純利益又は中間純損失 (△)	291,103	△14,207	299,988

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,383,052	1,620,896	1,383,052
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	237,844
当中間期変動額合計	—	—	237,844
当中間期末残高	1,383,052	1,620,896	1,620,896
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,383,070	1,620,914	1,383,070
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	237,844
当中間期変動額合計	—	—	237,844
当中間期末残高	1,383,070	1,620,914	1,620,914
その他資本剰余金			
前期末残高	2,497,841	2,109,970	2,497,841
当中間期変動額			
自己株式の処分	△262	△32	△310
株式交換による増加	△387,560	—	△387,560
当中間期変動額合計	△387,822	△32	△387,871
当中間期末残高	2,110,019	2,109,937	2,109,970
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	150,000	150,000	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金			
前期末残高	2,065,219	2,211,855	2,065,219
当中間期変動額			
剰余金の配当	△75,859	△67,945	△153,353
中間純利益又は中間純損失(△)	291,103	△14,207	299,988
当中間期変動額合計	215,243	△82,152	146,635
当中間期末残高	2,280,463	2,129,702	2,211,855
自己株式			
前期末残高	△724,571	△979	△724,571
当中間期変動額			
自己株式の取得	△239,530	△20	△239,579
自己株式の処分	648,905	968	963,170
当中間期変動額合計	409,375	947	723,591
当中間期末残高	△315,196	△31	△979
株主資本合計			
前期末残高	6,754,613	7,712,656	6,754,613
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	475,688
剰余金の配当	△75,859	△67,945	△153,353
中間純利益又は中間純損失(△)	291,103	△14,207	299,988
自己株式の取得	△239,530	△20	△239,579
自己株式の処分	648,642	935	962,859
株式交換による増加	△387,560	—	△387,560
当中間期変動額合計	236,796	△81,237	958,043
当中間期末残高	6,991,409	7,631,419	7,712,656

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	13,794	—
当中間期変動額合計	—	13,794	—
当中間期末残高	—	13,794	—
新株予約権			
前期末残高	2,408	4,650	2,408
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,154	778	2,242
当中間期変動額合計	1,154	778	2,242
当中間期末残高	3,562	5,429	4,650
純資産合計			
前期末残高	6,757,021	7,717,307	6,757,021
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	475,688
剰余金の配当	△75,859	△67,945	△153,353
中間純利益又は中間純損失 (△)	291,103	△14,207	299,988
自己株式の取得	△239,530	△20	△239,579
自己株式の処分	648,642	935	962,859
株式交換による増加	△387,560	—	△387,560
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,154	14,572	2,242
当中間期変動額合計	237,950	△66,665	960,286
当中間期末残高	6,994,971	7,650,642	7,717,307

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券のうち預金と同様の性格を有するものの評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>その他有価証券のうち時価のないものの評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 2年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 投資損失引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 投資損失引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>—————</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。
5 ヘッジ会計の方法	—————	外貨建その他有価証券(投資有価証券)をヘッジ対象とし、同一通貨による外貨建金銭債務(借入金)をヘッジ手段とする時価ヘッジを適用しております。当該時価ヘッジは、個別にヘッジ対象を指定し、ヘッジ対象の直物為替変動リスクを減殺することを目的として実施しております。	同左
6 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間株主資本等変動計算書関係)</p> <p>前中間会計期間において「株主資本」中の「自己株式」における当中間期変動額の内訳として表示しておりました「株式交換」については、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するために、当中間会計期間から「自己株式の処分」に含めて表示しております。なお「自己株式」、「株主資本合計」及び「純資産合計」の当中間期変動額における「自己株式の処分」に含まれる「株式交換による増加」は648,006百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">480百万円</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">536百万円</p> <p>※2 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,910百万円を含んでおります。</p> <p>※3 社債には、劣後特約付社債380,500百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">508百万円</p> <p>※2 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,920百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>																								
<p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">172,306百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">238,211百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">111,787百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	238,211百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	111,787百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">142,318百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">207,483百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">98,790百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	207,483百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	98,790百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。</p> <p style="text-align: right;">130,725百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">225,929百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">97,380百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	225,929百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	97,380百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	238,211百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	111,787百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	207,483百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	98,790百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	225,929百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	97,380百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
	<p>(3) 当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行宛に以下の内容で保証書を差入れています。</p> <p>被保証債務の内容</p> <p>当社の子会社である三菱UFJ証券株式会社の株式会社三菱東京UFJ銀行に対する債務のうち、三菱UFJ証券株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が締結しているデリバティブ取引に関する包括契約書(ISA契約)に基づく、デリバティブ取引(為替予約、スワップ取引及びオプション取引)に係る債務</p> <p>保証金額</p> <p>上記のデリバティブ取引のうち、三菱UFJ証券株式会社が株式会社三菱東京UFJ銀行に対して負っている、相互担保差入契約(CSA契約)に基づく担保勘案後のカレント・エクスポージャー(債務不履行が生じた際の損失)</p> <p>なお、当中間会計期間末における保証金額はありません。</p>	<p>(3) 当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行宛に以下の内容で保証書を差入れています。</p> <p>被保証債務の内容</p> <p>当社の子会社である三菱UFJ証券株式会社の株式会社三菱東京UFJ銀行に対する債務のうち、三菱UFJ証券株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が締結しているデリバティブ取引に関する包括契約書(ISA契約)に基づく、デリバティブ取引(為替予約、スワップ取引及びオプション取引)に係る債務</p> <p>保証金額</p> <p>上記のデリバティブ取引のうち、三菱UFJ証券株式会社が株式会社三菱東京UFJ銀行に対して負っている、相互担保差入契約(CSA契約)に基づく担保勘案後のカレント・エクスポージャー(債務不履行が生じた際の損失)</p> <p>なお、当事業年度末における保証金額はありません。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 195百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 5,851百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 1,220百万円 貸付金利息 347百万円 有価証券利息 304百万円
※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,527百万円 社債利息 1,928百万円	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 17,205百万円 社債利息 4,151百万円	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 34,436百万円 社債利息 3,694百万円
※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 31,134百万円 株式売却益 —————	※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 563百万円 株式売却益 ※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 126,446百万円 株式評価損	※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 31,134百万円 株式売却益 ※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 711百万円 株式売却損
※5 減価償却実施額 有形固定資産 41百万円 無形固定資産 141百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 52百万円 無形固定資産 157百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 94百万円 無形固定資産 284百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	500,889	248,732	448,603	301,018
優先株式	—	40,100	17,700	22,400
合計	500,889	288,832	466,303	323,418

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて109千株取得したもの、取締役会決議に基づき子会社から248,443千株取得したものと及びその他の買取請求に応じて180千株取得したものです。
- 2 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて51千株売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴い569千株交付したものと及び株式交換に伴い447,982千株交付したものです。
- 3 優先株式の自己株式数増加は、第八種優先株式17,700千株の一斉取得及び第十二種優先株主から22,400千株の取得請求を受けたことによるものです。
- 4 優先株式の自己株式数減少は、上記3により取得した第八種優先株式を消却したことによるものです。
- 5 優先株式の当中間会計期間末における自己株式は、全て第十二種優先株式です。

II 当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	958	36	957	37

- （注） 1 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて36千株取得したものです。
 2 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて11千株売却したもの及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い946千株交付したものです。

III 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	500,889	248,819	748,751	958
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—
第十二種優先株式	—	33,700	33,700	—
合計	500,889	300,219	800,151	958

- （注） 1 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて196千株取得したもの、取締役会決議に基づき子会社から248,443千株取得したものと及びその他の買取請求に応じて180千株取得したものです。
 2 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて156千株売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い612千株交付したもの、株式交換に伴い447,982千株交付したものと及び売出しに伴い引受会社宛に300,000千株売却したものです。
 3 第八種優先株式の自己株式数増加は、取得請求期限到来に伴い同優先株式を一斉取得したことによるものです。
 4 第八種優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。
 5 第十二種優先株式の自己株式数増加は、取得請求を受けたことによるものです。
 6 第十二種優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。

（リース取引関係）

前中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
	借主側 当中間会計期間末におけるリース資産の内容 中間貸借対照表に計上されている「固定資産」中のリース資産は、車両、システムサーバー及びその周辺機器並びにソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。	

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	83,378	102,457	19,078

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	81,361	81,361	—
関連会社株式	28,541	22,405	△6,135
合計	109,903	103,767	△6,135

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	207,808	163,665	△44,143
関連会社株式	28,541	17,031	△11,509
合計	236,349	180,696	△55,652

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

共通支配下の取引等

三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社と当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

②企業結合の法的形式

株式交換による完全子会社化

③結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

④取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する個別財務諸表上の会計処理を適用しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

取得原価	260,561百万円
(内訳)	
自己株式(普通株式)	260,445百万円
取得に直接要した支出額	115百万円
計	260,561百万円

②株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

なお、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式 400,000,000株については、割当を行っておりません。

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	447,982,086株
評価額	648,006百万円

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社と当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次の通りであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

② 企業結合の法的形式

株式交換による完全子会社化

③ 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、(イ)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、(ロ)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、(ハ)銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、(ニ)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社とし、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する個別財務諸表上の会計処理を適用しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価	260,561百万円
(内訳)	
自己株式(普通株式)	260,445百万円
取得に直接要した支出額	115百万円
計	260,561百万円

②株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式1：三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式1：三菱UFJニコス第1種株式 1.39

なお、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式400,000,000株については割当を行っておりません。

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 447,982,086株

評価額 648,006百万円

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(公開買付けによるアコム株式会社株式の取得)</p> <p>当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUF Gグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、同事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日開催の取締役会においてアコムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しております。</p> <p>この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムの普通株式を取得いたしました。</p> <p>1. 買付け等の結果</p> <p>買付期間 平成20年9月16日から 平成20年10月21日まで</p> <p>買付株数 38,140,009株</p> <p>買付後の議決権比率 37.45%(連結の議決権比率は 40.04%)</p> <p>買付価格 1株当たり4,000円</p> <p>取得価額総額 152,971百万円</p> <p>当該取得を目的とする資金調達(借入金)の概要</p> <p>借入先 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>借入金額 152,500百万円</p> <p>借入期間 平成20年10月27日から 平成23年10月27日まで</p> <p>担保 無</p> <p>アコムの規模等 (平成20年3月期 連結)</p> <p>営業収益 379,706百万円</p> <p>経常利益 83,120百万円</p> <p>当期純利益 35,406百万円</p> <p>総資産額 1,861,505百万円</p> <p>純資産額 472,144百万円</p> <p>2. 株式の取得時期 平成20年10月28日(公開買付けの決済の開始日)</p> <p>なお、同社又は同社の子会社が現に行っている事業のうち、銀行法等の規定等が定める制限により当社の連結子会社として行うことが許容されない事業を、同社又は同社の子会社が行っていない状態が実現された場合に、同社の「重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項」に係る当社との合意が発効され、同社は当社の連結子会社となる予定です。</p>	<p>(新株式発行に係る発行登録)</p> <p>当社は、平成21年11月18日開催の取締役会において、新株式発行について発行登録を行うことを以下のとおり決議し、同日付で発行登録書を関東財務局長に提出いたしました。</p> <p>1. 募集有価証券の種類 当社普通株式</p> <p>2. 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から 1年を経過する日まで (平成21年11月26日～平成22年 11月25日)</p> <p>3. 募集方法 一般募集</p> <p>4. 発行予定額 1兆円を上限とします。</p> <p>5. 調達資金の用途 将来の新株式発行による調達資金は、当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定であります。</p> <p>6. 引受証券会社(予定) 引受人のうち、主たるものは、三菱UFJ証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目4番1号)、モルガン・スタンレー証券株式会社(東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号)、JPモルガン証券株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)および大和証券エスエムビーシー株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)を予定しております。</p> <p>(注) 大和証券エスエムビーシー株式会社は平成22年1月1日付をもって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に変更する予定です。</p>	<p>(永久劣後社債の発行および優先出資証券の取得)</p> <p>当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的としてケイマン諸島に設立する当社の100%出資子会社であるMUF G Capital Finance 9 Limitedに対して永久劣後社債(以下「本劣後社債」という)を発行すること、およびその発行代わり金をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行が優先出資証券の発行を目的としてケイマン諸島に設立する同行の100%出資子会社であるBTMU Preferred Capital 9 Limitedが発行する優先出資証券(以下「本優先出資証券」という)の全額を取得することを決議いたしました。</p> <p>本劣後社債の発行総額および利率ならびに本優先出資証券の取得総額および配当率等の具体的な条件は未定であり、今後決定される予定です。</p> <p>本優先出資証券は、円建・配当金非累積型永久優先出資証券であり、株式会社三菱東京UFJ銀行の普通株式への交換権は付与されていません。また、本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、実質的に、株式会社三菱東京UFJ銀行の一般債権者および劣後社債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位となります。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(モルガン・スタンレーへの出資について)</p> <p>当社は、平成20年10月13日開催の取締役会において、お互いを戦略的パートナーとして位置付けることを目的として同社に対し90億米ドルを出資し、以下の内容にて同社の潜在的議決権(完全希薄化後の普通株式出資比率)の20.9%を取得することを決議し、同日取得いたしました。</p> <p>1. 出資形態の概要</p> <p>(1) 転換型優先株式</p> <p>株式数 7,839,209株</p> <p>取得価額総額 7,839,209千米ドル(806,027百万円)</p> <p>なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>年間配当利回り 10%</p> <p>議決権の有無 無</p> <p>転換価格 25.25米ドル</p> <p>強制転換条項 発行日より1年経過後、モルガン・スタンレーの普通株式株価が取引日数30日のうち20日以上転換価格の150%を上回った場合、優先株式の50%が普通株式に転換される。また、発行日より2年経過後は、株主の承認を前提として、同様の条件で残りの優先株式が全て普通株式に転換される。</p> <p>(2) 償還型優先株式</p> <p>株式数 1,160,791株</p> <p>取得価額総額 1,160,791千米ドル(119,352百万円)</p> <p>なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>年間配当利回り 10%</p> <p>議決権の有無 無</p> <p>償還条項 発行日より3年経過後以降、額面の110%で償還する権利をモルガン・スタンレーが有する。</p> <p>2. 当該出資を目的とする資金調達(借入金)の概要</p> <p>借入先 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>借入金額 90億米ドル(925,380百万円)</p> <p>借入期間 平成20年10月14日から平成21年4月14日まで</p> <p>担保 無</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>3. モルガン・スタンレーの概要 商号 Morgan Stanley</p> <p>主な事業内容 証券業</p> <p>規模等 (平成19年11月期 連結)</p> <p>総収入 85,328百万米ドル</p> <p>純利益 3,209百万米ドル</p> <p>総資産 1,045,409百万米ドル</p> <p>株主資本 31,269百万米ドル</p> <p>(第三者割当による優先株式発行) 当社は、平成20年10月27日開催の取締役会において、資本増強の実施により財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目指すことを目的とした、第三者割当による優先株式の発行を行うことについて決議し、平成20年11月17日に発行いたしました。</p> <p>1. 優先株式の内容</p> <p>(1) 株式の種類及び数 第1回第五種優先株式 156,000,000株</p> <p>(2) 払込価額 1株につき2,500円</p> <p>(3) 払込価額の総額 390,000百万円</p> <p>(4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額195,000百万円(1株につき1,250円) 増加する資本準備金の額195,000百万円(1株につき1,250円)</p> <p>(5) 優先配当金 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(6) 取得条項 当社は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>なお、本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>2. 割当先および割当株式数</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">割当先</td> <td style="padding-left: 20px;">割当株式数</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>太陽生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>大同生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>日本興亜損害保険株式会社</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>あいおい損害保険株式会社</td> <td>4,000,000株</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156,000,000株</td> </tr> </table> <p>3. 資金使途</p> <p>その全額を当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当。</p> <p>(新株式発行および自己株式の処分等による株式売出し)</p> <p>当社は、平成20年11月18日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しに関し、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 募集による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数</p> <p>当社普通株式 634,800,000株</p> <p>① 国内一般募集および海外市場の募集における引受会社の引受の対象株式：569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市場334,900,000株)</p> <p>② 米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式：65,100,000株(上限)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法</p> <p>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成20年12月8日から平成20年12月10日の間のいずれかの日)に決定する。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額</p> <p>増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	割当先	割当株式数	日本生命保険相互会社	40,000,000株	明治安田生命保険相互会社	40,000,000株	太陽生命保険株式会社	20,000,000株	大同生命保険株式会社	20,000,000株	東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株	日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株	あいおい損害保険株式会社	4,000,000株	合計	156,000,000株		
割当先	割当株式数																			
日本生命保険相互会社	40,000,000株																			
明治安田生命保険相互会社	40,000,000株																			
太陽生命保険株式会社	20,000,000株																			
大同生命保険株式会社	20,000,000株																			
東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株																			
日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株																			
あいおい損害保険株式会社	4,000,000株																			
合計	156,000,000株																			

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(4) 募集方法</p> <p>① 国内一般募集 野村証券株式会社(以下「当初買取引受会社」という)が全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という)および野村証券株式会社を代表引受会社とする引受団(以下「国内引受会社」という)が一般募集の取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>② 海外市場における募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国募集：米国およびカナダにおける募集のため、米国引受会社(Morgan Stanley & Co. Incorporated, J.P. Morgan Securities Inc. および Nomura Securities International Inc. を共同主幹事引受会社とする引受人)に134,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、26,000,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 ・ 国際募集：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における募集のため、国際引受会社(Morgan Stanley & Co. International plc, J.P. Morgan Securities Ltd. および Nomura International plcを共同主幹事引受会社とする引受人)に200,900,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、39,100,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 <p>③ 募集株式数の内訳 国内募集、米国募集および国際募集の各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>④ ジョイント・グローバル・コーディネーター モルガン・スタンレー証券株式会社および野村証券株式会社</p> <p>⑤ コ・グローバル・コーディネーター 三菱UFJ証券およびJPモルガン証券株式会社</p> <p>⑥ 発行価格 上記①および②記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>⑦ 引受手数料 当社は引受手数料は支払わず、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(5) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> <p>(6) 払込期日 平成20年12月15日から平成20年12月17日までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 資金使途 下記2. 記載の「自己株式の処分による株式売出し」および下記4. 記載の「第三者割当による新株式発行」の差引手取概算額と合わせ、その全額を株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定である。</p> <p>2. 自己株式の処分による株式売出し</p> <p>(1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000株 (国内200,000,000株、海外市場100,000,000株)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 処分方法</p> <p>① 引受人の引受による国内売出し 当初買取引受会社が全株式について買取引受けし、国内引受会社が売出しの取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>② 海外市場における売出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国売出し：米国およびカナダにおける売出しのため、米国引受会社に40,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。 ・国際売出し：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における売出しのため、国際引受会社に60,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。 <p>③ 処分株式数の内訳 上記「処分株式の種類および数」記載の各売出し間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>④ 売出価格 上記①および②記載の各売出しにおける売出価格は、上記1.(4)⑥記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の終値に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記1.(4)⑥記載の一般募集における発行価格と同一とする。</p> <p>⑤ 引受手数料 当社は引受手数料は支払わず売出価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(4) 申込期間(国内) 上記1.(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(5) 払込期日 上記1.(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 平成20年12月16日から平成20年12月18日までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)</p> <p>(1) 売出株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株(上限) 需要状況等により減少し、または全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。</p> <p>(2) 売出人 野村証券株式会社</p> <p>(3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記2.(3)④記載の自己株式の処分による株式売出しにおける売出価格と同一とする。)</p> <p>(4) 売出方法 国内一般募集および引受人の引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借り入れる当社普通株式の売出しを行う。</p> <p>(5) 申込期間 上記2.(4)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける申込期間(国内)と同一とする。</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(6) 受渡期日 上記2.(6)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける受渡期日と同一とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>4. 第三者割当による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 割当先 野村証券株式会社</p> <p>(5) 申込期間 平成21年1月13日</p> <p>(6) 払込期日 平成21年1月14日</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。</p>		

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し)</p> <p>平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)又は売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、「営業外費用」の額と「資本金」及び「資本準備金」の合計額は、それぞれ16,078百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税引前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p>

4 【その他】

(1) 中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成21年11月18日開催の取締役会において、当社定款第14条および第50条の規定に基づき、第5期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	81,859百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	6円
優先株式	
第一回第三種優先株式	30円
第1回第五種優先株式	57円50銭
第十一種優先株式	2円65銭
効力発生日ならびに支払開始日	
	平成21年12月9日(水)

独立監査人の中間監査報告書受領日から四半期報告書提出日までの間に、次の重要な後発事象が発生しております。

(2) 新株式発行および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げ

当社は、平成21年11月30日開催の取締役会において、新株式発行および当社株式の売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関し、以下のとおり決議しました。

本増資は、新しいグローバルな規制環境・競争環境の変化を踏まえ、国内外における安定的な資金供給・金融仲介機能を通じて実体経済に貢献し続けていくための強固な財務基盤を確保することを目的としています。

① 募集による新株式発行（一般募集）

(i) 募集株式の種類および数

下記(ア)および(イ)の合計による当社普通株式2,337,000,000株

(ア) 下記(iv)(ア)および(イ)記載の各募集における国内当初買取引受会社および海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式2,174,000,000株

(イ) 下記(iv)(イ)記載の海外当初買取引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式163,000,000株

(ii) 払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成21年12月14日（月）から平成21年12月16日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

(iii) 増加する資本金の額および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

(iv) 募集方法

(ア) 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とする。野村証券株式会社（以下「国内当初買取引受会社」という。）が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社、野村証券株式会社および大和証券エスエムビー株式会社を代表引受会社とする引受団（国内当初買取引受会社を含み、以下「国内引受会社」という。）が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。

(イ) 海外募集

海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）のため、Morgan Stanley & Co. International plc（以下「海外当初買取引受会社」という。）が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Mitsubishi UFJ Securities International plc、およびJ.P.Morgan Securities Ltd.を共同主幹事引受会社（ジョイン

ト・ブックランナー) とする引受人 (以下「海外引受会社」という。) が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受ける。また、海外当初買取引受会社に対して上記(i)(イ)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

(ウ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集については、国内一般募集1,087,000,000株および海外募集1,250,000,000株(上記(i)(ア)記載の引受けの対象株式1,087,000,000株および上記(i)(イ)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式163,000,000株)を目処とするが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

(エ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集および後記「②当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」(iv)記載の売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターモルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、野村証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社

(オ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

(カ) 上記(ア)および(イ)記載の各募集における引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、国内一般募集における発行価格と国内当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は国内当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、海外募集における発行価格と海外当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は海外当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は海外引受会社の引受手数料として各海外引受会社に分配される。

(v) 申込期間(国内)

発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

(vi) 払込期日

平成21年12月21日(月)から平成21年12月24日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 資金使途

一般募集の差引手取概算額については、後記「③第三者割当による新株式発行」記載の要領による第三者割当による新株式発行の差引手取概算額と合わせた差引手取概算額合計に一般募集および当該第三者割当による新株式発行の発行諸費用の概算額合計相当分の当社の自己資金を加えた総額(一般募集および当該第三者割当による新株式発行の払込金額の総額の合計と同額)を当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定である。

(ix) 払込金額、発行価格、増加する資本金および資本準備金の額その他一般募集に必要な一切の事

項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(x) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

② 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(i) 売出株式の種類および数

当社普通株式 163,000,000株

なお、上記株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

(ii) 売出人

野村証券株式会社

(iii) 売出価格

未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(iv)(オ)記載の一般募集における発行価格と同一とする。）

(iv) 売出方法

国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。

(v) 申込期間

前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(v)記載の一般募集における申込期間（国内）と同一とする。

(vi) 受渡期日

前記「①募集による新株式発行（一般募集）」(vi)記載の一般募集における払込期日の翌営業日とする。

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(ix) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

③ 第三者割当による新株式発行

(i) 募集株式の種類および数

当社普通株式 163,000,000株

(ii) 払込金額の決定方法

発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「①募集による新株式発行（一般募集）」

(ii)記載の一般募集における払込金額と同一とする。

(iii) 増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

(iv) 割当先

野村証券株式会社

(v) 申込期間

平成21年12月24日（木）

(vi) 払込期日

平成21年12月25日（金）

(vii) 申込株数単位

100株

(viii) 上記(v)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

(ix) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。

(x) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

④ 新株式の発行に係る発行登録の取下げ

(i) 取下げに係る発行登録の概要

(ア) 提出日

平成21年11月18日

(イ) 募集有価証券の種類

当社普通株式

(ウ) 発行予定期間

発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで（平成21年11月26日～平成22年11月25日）

(エ) 発行予定額

1兆円

(ii) 発行登録による新株式の発行実績

なし

(iii) 発行登録の取下げ理由

発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしたため。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月30日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 斎 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長畔柳信雄及び当社最高財務責任者斎藤広志は、当社の第5期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成21年11月27日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

